

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

開会 令和7年3月18日

閉会 令和7年3月27日

寒 川 町 議 会

出席委員 小泉委員長、廣田副委員長
山上委員、山田委員、横手委員、吉田委員、太田委員
岸本議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、深澤副町長、大川教育長
大川議会事務局長、亀井議会事務局次長、長瀬副主幹
野崎企画部長、関根企画政策課長、山下主査、山田主査、守屋主査、酒井主任主事
皆川財政課長、吉田主幹、黒木副技幹、佐糠主査、石川主任主事
佐野広報戦略課長、木内副主幹、岡野主査
村瀬デジタル推進課長、渡邊副主幹、山本主査
三橋総務部長、伊藤総務課長（兼）寒川文書館長、米山主幹、辻井主査、
三澤主査、平尾主査
青木人事課長、三澤副主幹、遠藤副主幹、赤崎主査
杉崎財産管理課長、工藤副主幹、芳賀主査
大平税務収納課長、池田専任主幹、瀬戸副主幹、内藤主査、高井主査
菊地町民部長、芝崎町民協働課長、飯塚主査
濁川町民安全課長、一島技幹、野地副主幹、三町副主幹、嶺主査
尾畑町民窓口課長、三留副主幹、栢沼主査、執行主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第13号 令和7年度寒川町一般会計予算
2. 議案第14号 令和7年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第15号 令和7年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第16号 令和7年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第17号 令和7年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和7年3月18日
午前9時00分 開会

【岸本議長】 おはようございます。いよいよ本日から27日にかけて、予算特別委員会が開催される運びとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本特別委員会の設置につきましては、本会議におきまして7名の委員を選出しておりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算審査を進めるに当たりましては、まず、委員長をお決め願うこととなります。委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また第2項で、互選に関する進行役は年長の委員が当たると規定されております。今回予算

特別委員会の構成メンバーの中での年長委員は、山上委員ということであります。恐れ入りますが、山上委員に座長をお務めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、山上委員、こちらの座長のお席にお移りください。

(山上秀樹委員、座長席に移動)

【山上座長】 それでは、今回、予算特別委員会の構成メンバーの中での年長委員ということで、議長よりご指名がございましたので、委員長の選任までしばらく座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、委員長の互選に入りたいと思います。互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【山上座長】 ただいま推選というお声でしたが、推選ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山上座長】 異議なしということですので、委員の皆さんから委員長の推選をいただきたいと思います。

吉田委員。

【吉田委員】 小泉委員にお願いしたいと思います。

【山上座長】 小泉委員というお声がかかりましたが、その他推選をする方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上座長】 それでは、委員長を小泉委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山上座長】 それでは、小泉委員長、こちらの委員長席にお移りください。

私は、これにて座長の役目を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

それで、委員長が着座する前に、皆さんに1つお願いがあります。傍聴の申出がございまして、そちらを許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山上座長】 ありがとうございます。それでは、座長は下ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(小泉秀輔委員、委員長席に移動)

【小泉委員長】 それでは、ただいまご推選いただきまして、予算特別委員会の委員長という大役を務めさせていただくことになりました。本日から5日間にわたり、令和7年度各予算審査の進行役を務めるわけですが、何とぞ委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、まず、委員長としての最初の務めは、副委員長の選任ということのようでございますが、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【小泉委員長】 ただいま委員長一任というお声がありましたので、僭越でございますが、私から指名するというので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小泉委員長】 それでは、ご異議がないようでございますので、廣田委員にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小泉委員長】 ご異議がないということでありますので、廣田委員、よろしくお願いいたします。早速ですが、廣田委員、こちらの副委員長の席にお移りください。

（廣田淳生委員、副委員長席へ移動）

【小泉委員長】 それでは、廣田副委員長、一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 おはようございます。ただいまご推選をいただきました。予算特別委員会の副委員長という大役を仰せつかることになりました廣田でございます。5日間にわたり、委員長を補佐し、各予算の審議がスムーズに進むよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 それでは、これより審査を進めてまいります。

過日、初日の本会議におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案第13号 令和7年度寒川町一般会計予算、議案第14号 令和7年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第15号 令和7年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第16号 令和7年度寒川町介護保険事業特別会計予算及び議案第17号 令和7年度寒川町下水道事業特別会計予算の全5議案であります。審査に当たりましては、一括して審査を進めてまいります。

この際、審査日程についてお諮りいたします。タブレットにあります予算特別委員会審査日程表（案）のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、3月27日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思いますが、この進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小泉委員長】 ご異議ないようでありますので、日程表のとおり進めさせていただきます。

まず、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいとの申出がございますので、これを許可したいと思います。

町長が入室されるまで暫時休憩といたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、町長、ご挨拶をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げたいと思います。

早いもので、あと2週間もすれば4月に入ります。まさに新年度を迎えるこの時期でございます。目久尻川沿いがここから見えますけども、先月末から河津桜と菜の花が咲き、今満開を誇っているところ

でございます。様々な花で町が彩られるこの季節は、花のまちさむかわの良さを殊さら実感する時期でもございます。しかしながら、この時期は寒暖差が非常に大きくて、体調を崩しやすい時期でもございますので、皆様においてはご自愛のほどよろしくお願いしたいと思います。

さて、委員の皆様におかれましては、本日より予算特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。施政方針でも私は述べましたが、令和7年度予算は、総合計画の第2次実施計画のスタートの年にもなっておりまして、事業の予算編成に当たりましては、効率的、効果的な推進、そして社会経済情勢の変化に対応した取組、また持続可能な行財政運営の取組という大きく3つの予算編成方針を立てまして、予算を組んだところでございます。この3つの方針で編成した予算でございます。着実に実行して町の将来像「つながる力で新化するまち」、この実現に町としても努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、5日間よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 木村町長、ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

この後の進め方についてですが、順次課などごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上説明や質疑の応答をいたしますので、ご承知おきください。タブレットの審査次第の説明者欄に記載している課長等が同席いたします。

なお、審査の活性化のため執行部からの説明方法は、タブレット資料予算特別委員会における説明方法についてのとおりとさせていただきます。また、質疑については、簡潔明瞭にさせていただき、効率よく審査を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

予算書のページなどについては、タブレットにあります各課等の予算特別委員会説明（参考）資料に記載がございますので、ご参照くださるようお願いいたします。

次に、企画部長より、予算の概要につきまして説明をしたいとの申出がございましたので、企画部長の申出を許可いたします。

企画部長入室のため暫時休憩といたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部長より予算の概要について説明をお願いいたします。

野崎企画部長。

【野崎企画部長】 皆様、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、予算の概要につきまして、町長の挨拶と重複する部分もございますが、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、令和7年度の予算編成時の状況でございます。国においては、令和6年6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024の中で、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現を掲げ、令和7年度の予算編成に向けた考え方として、1、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化、2、

経済再生と財政健全化の両立を図るための中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成、3、持続的、構造的賃上げの実現や少子化対策、子ども政策の抜本的強化などを含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速といった重要政策課題への必要な予算措置、4、中長期視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進めるとしておりました。

こうした中県から公表された令和7年度の予算編成方針における財政の見通しは、歳入面では、定額減税の影響がなくなるとともに、個人所得の増加や好調な企業収益の影響が見込まれることから、県税を中心に一定程度の増収が期待できるが、歳出面においては、過去に大量発行した県債の償還がピークを過ぎたことにより公債費が減少するものの、介護、医療、児童関係経費や県有施設の更新等の政策的経費は増加することで、おおむね550億円の財源不足が見込まれるとされておりました。

こうした状況の下で町の予算編成方針は、1、寒川町総合計画第2次実施計画の効率的、効果的な推進、2、社会経済情勢等の変化に対応した取組の推進、3、持続可能な行財政運営の取組といった3つの基本方針を掲げ、予算編成を進めてまいりました。

なお、国や県の制度変更等への対応なども考慮しなければならないことから、予算編成時における不確定要素を排除しつつ、適時適切な今後の対応も視野に入れ、予算を編成しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和7年度一般会計予算でございますが、令和7年度は、寒川町総合計画2040第2次実施計画の初年度に当たることから、第2次実施計画策定作業と併せて各年度の計画事業費の概算要求を実施したところ、令和7年度は、概算要求時点で歳出要求額が200億円を超え、歳入推計額と約21億円の乖離額、歳出超過が発生しておりました。これは建設事業費等が令和7年度に集中している背景から、計画期間4年間の中でも令和7年度が最大の概算要求額となっていることが大きな要因の1つであると考えられます。

このような状況を踏まえ、各部等に対し歳出額をどの程度まで調整する必要があるのかを示す配分調整額を示した上で予算の本要求を行った結果、それでも歳出予算総額は203億円を超え、大幅な資金不足が見込まれる状況でございました。

こうした状況の中、社会経済環境の変化を踏まえながら、国、県の動向等にも注視しつつ、町民皆様の安全安心な暮らしを守ることを最優先に強く認識しながら、「つながる力で新化するまち」の実現に向け、令和7年度からスタートする第2次実施計画を踏まえ、引き続き健全財政を維持しながら、現役世代への行政サービスの還元と将来世代への投資を含めた持続可能なまちづくりとして必要な予算を積極的に確保したことで、一般会計予算として過去最大であった令和6年度を上回る予算を編成いたしました。

予算の概要の1ページをご覧ください。その結果といたしまして、令和7年度一般会計予算の総額は、196億4,000万円で、前年度比20億2,000万円の増、率で申しますと11.5%の増とし、起債はありませんが、本要求時に示した配分調整額180億4,592万4,000円との比較では、15億9,407万6,000円、8.8%の増という結果になりました。予算の具体的内容につきましては、この後各課等より詳細な説明をさせていただきますので、私からの説明は省かせていただきますが、令和7年度予算の概要に記載の3ページから5ページを中心に一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

3 ページをご覧ください。まず、歳入でございます。町の財源の太宗をなし、自主財源として財政の弾力的な運用を支える町税は、総額で91億9,370万円、前年度比で4億1,000万円の増、率では4.7%の増といたしました。税目別に申し上げますと、個人町民税では、納税義務者数の増や個人所得の増加傾向などを踏まえて1億6,380万円、6.5%の増、法人町民税では、町内法人へのアンケート調査結果などを踏まえた企業収益の動向などから4,600万円、8.2%の増を見込み、町民税全体では2億980万円、6.8%の増といたしました。また、固定資産税では、新築家屋の増などにより8,700万円、6.3%の増を見込むとともに、償却資産では、設備投資の増などにより7,400万円、7.4%の増を見込み、固定資産税全体では1億6,290万円、3.5%の増といたしました。

次に、国庫支出金及び4 ページにかけてとなりますが、県支出金につきましては、基本的には特定財源であり、歳出事業費に連動して増減するもので、その増減理由等については、記載のとおりであります。負担金と補助金に分けて記載しておりますので、全体像をお話いたします。

6 ページ、7 ページをご参照ください。14の国庫支出金は、本年度は30億2,502万4,000円を計上いたしました。昨年度は23億8,182万1,000円であったため、前年度比では6億4,320万3,000円の増、率では27%の増となります。また、15の県支出金は、本年度は14億1,764万6,000円を計上いたしました。昨年度は12億7,216万2,000円であったため、前年度比では1億4,548万4,000円の増、率では11.4%の増となります。

次に、21の町債でございますが、一般的に言われるプライマリーバランスの黒字化につきましては、年度内の新発債と償還元金の比較となります。令和7年度における新発債は、6 ページに記載しているとおり、14億9,500万円で、予算の概要には記載がありませんが、予算書の95ページに記載しております。令和7年度の償還元金は9億56万円であり、新発債と償還元金を比較して新発債のほうが多いことから、本年度のプライマリーバランスは赤字となっております。

38ページをご覧ください。町債の状況についてご説明申し上げます。令和7年度の町債発行額は14億9,500万円で、年度末現在高は83億3,855万円となり、一般会計総額に占める町債の構成比である町債依存度は7.6%となります。また、町債の年度末現在高につきましては、令和6年度末で77億4,411万円であったものが、令和7年度末には83億3,855万円となり、その差額は5億9,444万円の増で、町民1人当たりの年度末現在高見込額は、令和6年度末で16万1,336円であったものが、令和7年度末には17万3,720円となり、その差は1万2,384円の増となります。

4 ページ中ほどにお戻りください。町債の内容は記載のとおりでございますが、令和7年度は、茅ヶ崎市消防署宮山出張所建設、茅ヶ崎市環境事業センター広域粗大ごみ処理施設建設、消防緊急通信指令システムの整備などにより、町債全体で3億5,370万円の増、率で31.0%の増とし、町債を積極的に活用したこともあり、昨年度に引き続きプライマリーバランスは赤字となっております。健全財政といった点を見るに当たっては、単年度のプライマリーバランスのみをもって判断すべきではなく、先般寒川町財政書類の報告をさせていただきましたが、依然として本町は健全財政を維持している中で本年度の町債は全て赤字補填債ではなく、建設事業債であり、債務負担行為を含めても借方の固定資産と貸方の固定負債というバランスシートにおいて、建設事業債は、資産形成につながるといった点では住民サービスが充実するという新たな優位性を獲得する面がありますので、一概に健全財政を低下させるも

のではないと判断しております。しかしながら、将来負担による財政硬直化といった点では懸念される部分もあることから、引き続き中長期的な視点を持って自立的な行財政運営に努めてまいります。

続きまして、歳出でございます。主な増減についてご説明申し上げます。まず、総務費につきましては、地方公共団体情報システム標準化作業の進捗に伴い、基幹系システム標準化対応委託料の増などにより、全体で5億2,369万円、27.4%の増といたしました。民生費につきましては、令和6年10月の児童手当制度の拡充による児童手当扶助料の増などにより、5ページをご覧ください。全体で4億9,068万円、7.3%の増といたしました。衛生費につきましては、茅ヶ崎市環境事業センター広域粗大ごみ処理施設建設負担金の増があるものの、健康管理センター代替施設の建設工事の減などにより、全体で1,961万円、0.8%の減といたしました。

農林水産業費につきましては、農業委員会サポートシステム移行データ作成業務委託料の増や農業ビジョン策定業務委託料の増などにより全体で315万円、2.7%の増といたしました。

商工費につきましては、デジタル地域通貨さむかわPayの大規模キャンペーン実施などによる商工会補助金の増などにより、全体で1億722万円、40.2%の増といたしました。

土木費につきましては、ツインシティ倉見地区のまちづくりの検討に当たって、実態調査や基本設計、経済効果の推計などを行うためのまちづくり事業調査委託料などの増があるものの、事業の進捗に伴う田端西地区組合土地区画整理事業助成金の減などにより、全体で1,794万円、1.2%の減といたしました。

消防費につきましては、茅ヶ崎市消防署宮山出張所建設工事の増、新設する茅ヶ崎市消防署宮山出張所へ配備する消防ポンプ自動車配備や消防緊急通信指令システムの整備などにより、全体で6億60万円、79.1%の増といたしました。

教育費につきましては、小学校費では、グローバル教育の学習用端末更新により教材備品購入費の増や各小学校体育館の屋根改修工事の増、中学校費では、小学校費と同様にグローバル教育の学習用端末更新により教材備品購入費の増、全中学校への通級指導教室新規設置による個別ブース購入に伴う特別支援教育推進事業費の学校備品購入費の増、倉見神社の修繕に対する指定重要文化財補助金の増などにより、全体で3億7,352万円、15.7%の増といたしました。

公債費につきましては、令和6年度の新たな地方債借入れに伴う利子の増があるものの、平成21年度借入れの寒川駅北口地区土地区画整理事業の元金償還終了などにより、公債費全体で5,622万円、5.6%の減といたしました。

なお、ただいま申し上げました歳入、歳出の個々の変動等につきましては、12ページから24ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

結びとなりますが、令和7年度は、寒川町総合計画2040第2次実施計画4年間のスタートの年となり、その実効力を高め、また将来への道筋をつけていくために組織の見直しも併せて行なってまいります。

本3月会議の冒頭、令和7年度施政方針の中で、町民皆様と町が安全安心、環境、健康をはじめとする様々な取組を共に進めていくことで、一步先の安心を感じていただき、心豊かな暮らしにつながるよう全力を傾注してまいります。町民皆様が笑顔で暮らし、寒川に住んでよかった、住み続けたいと思われるまちづくりの実現を目指してまいりますと町長が述べたところであります。

令和7年度予算につきましては、こうした方向性を着実に反映し、町民ニーズに即した新たな取組な

どを含めた積極予算としたことで、令和6年度の予算規模を超える過去最大の予算規模といたしました。つきましては、議員の皆様をはじめ町民皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上、令和7年度の予算概要について、その一端をご説明させていただきました。詳細な点につきましては、配付させていただいております令和7年度予算の概要において、各会計における歳入歳出項目の内訳、あるいは対前年度との比較をはじめ、主要事業におきましては、各事業の財源内訳とともに、事業内容の説明も記載しております。この後各会計の細部の事業項目につきましては、それぞれの担当課等よりご説明させていただきますが、そのご参考にしていただき、ご審査くださいますようお願い申し上げます。

以上、貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございました。

【小泉委員長】 ご苦労さまでした。

それでは、準備のため暫時休憩といたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、まず議会事務局の審査に入ります。議会事務局の説明を求めます。

大川局長。

【大川議会事務局長】 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、これから議会事務局が所管、執行いたします令和7年度の予算審査をお願いいたします。説明は亀井次長から、質疑は出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、議会事務局所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は5分の2ページをご覧ください。職員給与費ですが、給料、職員手当等共済費につきましては、事務局5人分の人件費になります。

次に、タブレット資料の5分の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当ですが、報酬、職員手当等共済費につきましては、議員18人分の議員報酬等になります。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

次に、タブレット資料の5分の4ページをお開きください。議会運営経費でございます。報償費につきましては、議員研修会に伴う講師謝礼、各種団体等で開催されます大会などの議長賞の記念品代等でございます。旅費は、各常任委員会の行政視察に係る費用弁償、随行する事務局職員の普通旅費、同行する執行部職員の特別旅費でございます。交際費は、議会が対応する慶弔関係等の経費で、前年度と同額で計上しております。今年度は2月末現在で37件29万6,979円の支出がございました。需用費の消耗品費は、常任委員会視察等の手土産代、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費や事務局に備える各種新聞代でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。需用費の食糧費は、視察来庁時の茶菓子代等で、減額理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。令和6年度の視察の受入状況ですが、2月末現在で11件139名となっております。役務費につきましては、議員控室の光ケーブルによる回線使用料及びロゴチャット使用料でございます。委託料ですが、主な内容は備

考欄に記載のとおりです。使用料及び賃借料ですが、主な内容は備考欄に記載のとおりですが、議長車等の駐車場使用料や有料道路通行料、視察に伴う自動車借上料及びタブレット端末機25台分のコンピューター借上料でございます。負担金、補助及び交付金ですが、主な内容は備考欄に記載のとおりですが、神奈川県町村議会議長会負担金については、人口割の増により増額となっております。行政ポイント負担金につきましては、各種団体等で開催されます大会などの議長賞分でございます。

下表の特定財源ですが、記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料の5分の5ページをお開きください。議会公開事業費でございます。議会議員活動が円滑に行えるよう、議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議、調査、提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に広く情報公開を行うものでございます。需用費につきましては、備考欄に記載のとおりです。役務費は、インターネット配信に伴う専用回線使用料でございます。委託料につきましては、備考欄に記載のとおりですが、議場PC更新委託料につきましては、議場においマイクやカメラ操作を行っている会議システムのパソコンを更新するものでございます。

下表の特定財源ですが、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議会費の予算説明を終わらせていただきます。

【小泉委員長】 説明が終わりました。それでは、これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 それでは、なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で議会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、企画部企画政策課の審査に入ります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部企画政策課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎部長。

【野崎企画部長】 それでは、皆様、よろしくお願いいたします。

これより企画部の4つの課の令和7年度予算について審査をお願いいたします。まず初めに、企画政策課の審査をお願いいたします。説明は、関根課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 おはようございます。それでは、企画部企画政策課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料に基づき説明させていただきます。また、組織の見直しに伴い新設する町長室の特命担当が所管する予算につきましても、併せて説明させていただきますので、

よろしくお願いいたします。

タブレット資料は2ページをご覧ください。企画行革事務経費につきましては、経常的な事務に要する経費でございます。町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略のそれぞれの取組において、諮問答申機関、助言提言機関等として設置しております各種審議会等に係る経費でございます。報酬は、総合計画審議会委員への報酬、報償費は、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会委員のうち学識経験者への謝礼及び同外部委員会の委員に対する記念品代、旅費は、総合計画審議会委員及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会委員の費用弁償や企画マーケティング担当職員の普通旅費、役務費は、令和6年度末で町総合計画の第1次実施計画が終了となることから、町民満足度アンケートを実施するための郵送料でございます。

令和6年度予算との比較による増額の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。企画行革事務経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。広域行政推進事業費につきましては、単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の効率化、能率化を図るため、スケールメリットを生かした広域連携施策の調査研究及びその推進を図るものでございます。負担金、補助及び交付金は、湘南広域都市行政協議会の運営費負担金でございます。令和6年度の負担金額と同額としております。広域行政推進事業費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。マーケティング推進事業費につきましては、町民のニーズや本質を捉えるためのマーケティングリサーチを実施し、施策へ反映することで、町民の満足度向上を図るものでございます。報償費は、eマーケティングリサーチ制度によるアンケート調査回答者への謝礼を寒川町共通商品券からデジタル地域通貨さむかわP a yの行政ポイントへ切り替えたことに伴う皆減、旅費は、ブランディングプロジェクトチームの宿泊研修実施に伴う職員の宿泊費及び交通費となる特別旅費の皆増、需用費の消耗品費は、マーケティングに関する書籍の購入費、印刷製本費は、『「高座」のころ。』ブランドを推進するためのステッカー付メッセージカードc o t o nの印刷代、役務費は、eマーケティングリサーチ制度によるアンケート調査回答者への謝礼がさむかわP a yの行政ポイントに切り替わったことに伴う郵送料の皆減、委託料は、マーケティングに関する職員研修委託料、使用料及び賃借料は、ブランディングプロジェクトチームの宿泊研修に伴う会場借上料、負担金、補助及び交付金は、eマーケティングリサーチ制度によるアンケート調査回答者への謝礼を寒川町共通商品券からデジタル地域通貨さむかわP a yの行政ポイントへ切り替えたことに伴う皆増でございます。令和6年度予算との比較による増減の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

マーケティング推進事業費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は5ページをご覧ください。特命事務経費につきましては、組織の見直しにより新設する町長室特命担当が所管する町長が特に指示した事項の調査研究やプロジェクトチームの編成及び進捗管理、町長公約の推進及び新たなまちづくりにつながる情報収集、町内調整に関して推進を図るものでございます。旅費は、国、県と調整を図るための職員の普通旅費、消耗品費は、参考図書の購入費でございます。

特命事務経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

企画政策課及び特命担当の令和7年度予算の説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お伺いします。まず、5分の4ページのマーケティング事業費なんですけど、今回マーケティング研修ということでもありますけど、どのようなことをやるのか、そしてもう一つは、ブランディングプロジェクトチームの宿泊研修について、どのようなことを考えているのかお伺いします。それで5ページの特命事務経費なんですけど、これに関して今説明でも町長の指示によるということで今後どのようなことが考えられるのかについて、旅費に関してはいろいろな調査研究をすると思うんですけど、それについてどのようなところまで行くのかというのをお伺いします。

以上です。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 細かく言うと3つのご質問をいただいたかと思います。マーケティング研修に関してPTの宿泊研修の内容、あと特命の想定される業務ということかと思いますが、まず、マーケティング研修ですが、こちらは職員に対して行うことを想定しております。第2次実施計画をつくる上でもEBPMといって、根拠に基づく、証拠に基づく政策立案ということでやっておりまして、今後それをPDCA、必ずチェックして改善につなげていかなきゃいけないということでは、マーケティングの視点というのは当然現状把握だとか、課題を抽出して改善につなげていくといったところでは必要なものと考えております。ですので、マーケティングについては、全職員が獲得していく能力であるべきだと考えておりますので、まずはマーケティングはどのようなものかといった入門的なところから始めていきたいと思っております。対象については、今後係長級、主任主事級が中心になろうかと思いますが、行く行くは全職員にも周知して研修を広げていきたいとは思っておりますが、まずは研修としては1日講座ということを想定しておりますので、限られるところがありますので、今後精査していきたいと考えております。

2点目のPTの宿泊研修ですが、PTの活動自体が毎年4月中に全庁的にブランディングのプロジェクトチームに参加していただけるような方を職員から募集して、実質の活動が5月からという形になっております。プロジェクトチームは、もちろん数年継続してやっていただいている方もいらっしゃる、これを機会に新たに参加する方もいらっしゃいますので、ブランドに対しての理解、認識が人によって差があるというところがございます。そこで早い段階で宿泊研修という形で限られた場所で集中的に行うことによって目線を合わせていきたいということと、早めに目線を合わせることで実際のブランドの推進についてのスタートを切っていった、早ければ年度内に新たな施策につながるような提案等をいただければいいかなとは思っておりますので、そういったことを目的に年度当初に宿泊での研修を考えているところでございます。

また、特命担当につきましては、一番最初に概要でご説明しましたけれども、町長が特に指示した事

項ということで、まだ政策に反映できないようなもの、あと組織横断的に検討していかなくやいけないだろうということが今後出てくるんだろうとっております。また、町長が選挙で公約に掲げたものの実現もございますので、その辺りのものが今後は所掌事務になってくるかなと思います。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。まず、マーケティング研修に関しては、EBPM、あとPDCAの現状を把握していくということで、全職員対象というのは分かりました。これに関してはこれからまた内容というのは決めていくのかなと思いますけど、内容的なものでもし分かるものがあればよろしく願います。

あとブランディングプロジェクトチームに関しては、4月中には募集していくということでありましたけど、これに関してはどの程度の回数なのか、日数なのか、もし決まっているのであればお願いします。あと特命事務経費に関しては、町長の指示ということで、内容についてはこれからだと思いますので、またしっかりとやっていただきたいと思います。

取りあえず以上です。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 マーケティングの研修につきましては、1日の研修ということで、基本的には民間の研修を行っている事業者に委託をお願いしようかと考えているところです。あと個人的には経済産業省のRESASといって、地域経済分析システムをビッグデータということで公開しているところがございます。経済産業省もこの活用についてということで、RESASに関わっている各経済産業局ですとか、内閣府の担当職員を講師として派遣して研修することもできますよというようなことを言われておりますので、今後そういったビッグデータを活用できるような研修ということも視野に入れたなと思っております。こちらについては、費用はかからないだろうとは想定しておりますので、予算には出てこないところだろうとは思いますが、そういったものを含めてマーケティングの活用に資する取組を進めていければと思っております。

2点目の宿泊研修の回数ですが、こちらは予算で要求している部分につきましては、1泊2日で考えております。人数としてはプロジェクトチームを上限20人程度と見ておりますので、その中で収まるような形で県内の宿泊施設を中心に考えております。

あと3点目の特命担当の所掌事務については、具体的なものについては、委員おっしゃったように、多分これから具体的に町長からの指示があると思いますので、それについても総合計画の実現のためにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 今、山田委員からも質問がありましたけども、まず2ページのアンケートについてなんですけども、4年1回ということで、母数はどのぐらいでやる予定なのか教えてください。それから4ページの今、山田委員が言ったマーケティング研修の件なんですけども、ブランディング研修も含め

て基礎的な研修を行っていくというのが、本当に基礎の基礎をみんなで学んでいくというのがまず最初のスタートということによろしいのかお答えください。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 2点ご質問をいただきました。まず、町民アンケートの実施についてですが、母数としては1,500を想定しております。それに対して過去の回答率を見ると、400から500程度と見ておりますので、町の人口規模からいくと380人以上から回答が得られれば、まず95%ぐらいの信頼度でありますので、回答数を逆算して1,500と想定しております。

アンケートにつきましては、以上でございます。

2点目のマーケティングのブランディングの研修ですが、委員お見込みのとおり、まずは基礎的な知識を獲得していただいて、それをそれぞれの事業でどう生かせるのかといったところに職員に気づいてもらって、改善につながるような取組になればと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。1,500人に配布して500の回答数を獲得するということでもいいんですね。分かりました。すごく気になっているのが、4年に一度という言い方をされているじゃないですか。4年に一度ということは、物すごく物価も変わっているし、それこそ日経平均株価だって4年前は2万9,000円とか8,000円ぐらいで、今4万円の最高値が今年は4万円も記録する、1万円も違うということ、企業の状況も大きく変わっている、世の中が大きく変わっている中で、4年に一回の定点観測というので、果たして本当にいいのかというのは、お聞かせください。

それから、マーケティング研修については、すごくいい取組だなと思っているんですけども、一番気になっているのは、書籍の購入もされたりしていて、いろいろやっていらっしゃるの分かるんですが、マーケティング事業に携わる方たちの言語と、それから知識が共有と共通、知識の共有化、それから言語の共通化というものがなされているのか、要するに例えばすごく変な話なんですけど、僕みたいな広告会社出身の人間だと、一人で突っ走って難しいことばかりぱっぱと言っちゃって、誰もついてこないみたいな、ぽかんとしちゃうようなことはなく、ちゃんとみんなでしっかりと共通の言語を持って、それから知識の共有化を図る形をちゃんとこの研修を通してされているのかということ、それについてお答えいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 まず1点目のアンケートですが、無作為抽出で郵送によるアンケートが4年に一度という形で、これは実施計画4年間の総括といった部分で捉えております。それでいいのかということとは当然ありますので、それを補完するものではありませんが、eマーケティングなどを活用してということで、無作為抽出とはまた違って母数の捉え方ということでは誤差はあるとは思いますが、回答いただいた年代とか、性別とか、そういったところをクロス集計することで課題の抽出にはつながるのかなと思っておりますので、また無作為抽出で郵送のアンケート調査をすると、費用もかかりますし、分析するときにも時間もかかるといったところもございますので、eマーケティングの活用といったところで補完できればとは考えております。

特に今回行おうと思っている郵送のアンケートについては、4年に一度の実計のスパンと併せてということで定性的な部分が多いかなと思っておりまして、個別具体的な課題抽出については、また別の方法で発見できればいいかなと思っております。

あと2点目のブランディングやマーケティングの言語の共通化ですとか、知識の共有化が図れているかどうかといったところのご心配かなとは思いますが、2次実計を策定するに当たっては、管理職、課長級と、あと係長級でE B P M研修をさせていただいた後に、具体的な施策、事務事業の目標設定は、どういったものが町の目標に寄与するものかといったところで、研修を経てまた企画政策課とも連携を図りつつ、目標設定をしてきたというところであります。今後につきましては、当然毎年事中評価、事後評価といったところで、その目標設定が適切だったのかとか、改善点がないのかといったところでは、その折々、タイミングを見計らってチェックを入れていくというところになるかと思っておりますので、そこでマーケティングの視点といったものは当然入ってきますので、そこでの言語の共通化が図られて、また知識も共有化されていないと、改善につながっていかないかなとは思っておりますので、今後も企画政策課と各課が連携を図りつつ、事業のチェックをする上で言語の共通化等が図られていければいいかなと思っております。今後については、全職員がそういった意識の下で事業を展開できればと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 先に、2つ目の質問については分かりました。まさにマーケティング指向というものを全ての職員が持ってやっていけば、必ずこの町は強くなると思っていますので、本当にそれをどんどんと浸透させていただきたいと思っておりますので、これは分かりました。

それと、アンケートについて、どうしても聞いておきたいんですけども、日経新聞なんかが年に一度郵送で記述式のをやっているんですけども、デジタルと記述式とで精度みたいなのところに何か違いがあるみたいなことで4年に1回確実にこれをやっているのか、それとも毎年やらずに4年に1回だけにしているのか、デジタルと記述式は、手書きですよ、記述式のアンケートとでどのように違いが出ているのか、町のマーケティング担当、調査担当は捉えているのか、それを最後にお聞かせいただけますか。

【小泉委員長】 山下主査。

【山下主査】 今回郵送で4年に一度実施しているんですが、4年の間の3年間は、LINEを使ってデジタルで同じ町民アンケートの満足度を調査しております。郵送とデジタルを見比べたときに、もちろん毎年の違いはあるんですけども、全然違うなという感じは全くないという状況ですので、担当としては、ある程度デジタルでも町民の満足度というのは調査できると考えております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 何点かありましたけども、前段の委員の皆様にご質問していただいたので、内容的にはよく分かったんですが、1点だけ伺いたいと思います。e モニターの件ですけれども、今まで共通商品券から今回行政ポイントへの切替えをすることで、報償費が減になって、負担金、補助及び交付金

が増額になっていますけれども、まずこれは丸々 e モニターの方だけの金額が減になって増になっているのか、これは69万円と72万円なので、今回 e モニターは、令和7年度に人数を増やしていこうと思っているのか、その辺の目標値をまずお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 ご質問いただいた内容については、お見込みのとおり、謝礼から負担金、補助及び交付金に丸々移ったといったところで、プラス3万円になっているというところは、こちらでも回答として想定している人数を増やしていきたいということでの増額になってございます。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。その辺の人数をどのくらい見込んでいるのかなというのを伺ったのと、あと e モニターなので、基本皆さん行政ポイントへ切り替えていただけるかなという認識は持っているんですけれども、例えばスマホで回答される方は、恐らく容易にできるかなと思うんですけども、パソコンで回答されている方もいらっしゃる中で、行政ポイントに切り替わるときに、さむかわ Pay にアクセスできないとか、しないとか、そういう方がもしいらっしゃったら、この謝礼をどのように考えているか、完全に行政ポイントに切り替えていただきますという感じなのか、その辺を2点お聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 答弁が不足していて申し訳ございませんでした。6年度今年度はモニターの謝礼として2,000円相当の方を200人と想定しておりましたところ、7年度は230人ということで、30人ほど増にしたいと考えております。また、同じく1,000円程度の謝礼の対象の方については、令和6年度が250人であったところを260人ということで、10名程度増やしたいといったところでございます。

あと、謝礼について丸々行政ポイントにするのかどうかといったところですが、我々も地域課題の解決ということで、それに寄与するものが行政ポイントということも考えておりますので、こちらについては、e モニターさんにご理解いただけるように、こちらでも丁寧に説明しつつ、全てを行政ポイントに切り替えられたらいいかなと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。e モニター制度は、随分年数を重ねてきていると思います。e モニターをされている方からは、質問事項が多いとかで、回答が最後まで到達しにくいとか、そういった課題もあると思うんですけれども、令和7年度は、そういったところの改善とか、質問数というんですかね。そういったものの違い、今までと、工夫というんでしょうか。ありますでしょうか。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 7年度 e モニターの実施に向けて、具体的な内容を詰めているというものは特にございませんで、今後各課からこういうアンケートをやりたいんだけどということで、相談いただいたときに、具体的な設問を考えていくことになろうかと思いますが、6年度に4回ほど実施しております、その回答率を見ても平均的に50%ちょっとぐらいといったところでは、委員にご指摘いただい

た設問数が多過ぎて最後までたどり着かないんじゃないかといったようなところが課題としてもあろうかと思いますが、どれぐらいの設問数でいけばいいのかといったところも含めて、今後進めていければとは思っております。我々も回答率の改善には努めていきたいと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 今質問しようと思っていたことが、太田委員とまるきりかぶりしましたので、1点だけ。私もマーケティング推進事業費のさむかわP a yの行政ポイントへの切替えなんですけれども、全部切り替えてしまって大丈夫かなというのは私も心配しておったところではあるんですけれども、先ほどのご答弁の中で大体心配事は解消されましたので、1点だけ、本当に全部切り替えてしまってよかったのかな、もちろん全部切り替えないと、行政ポイントも進行していかなければならないという事情もよく分かりますので、その辺は全部切り替えて大丈夫だったのかなというところは感想だけ教えていただければと思います。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 これまで町の共通商品券で謝礼をお渡ししていたといったところで、一方で、共通商品券の課題としても、それを使い切ることができずに商工会さんに預託しているとか、そういったような課題も一方でありますし、今回増減で科目をお出ししましたが、行政職員の立場としても、効率化にもつながっていくものかなとは思っていますし、行く行く商品券から行政ポイントに移行する流れが加速すれば、商品券が持っている今の課題も解決につながるのかなと考えておりますので、まずは我々から行動変容しないと始まらないかなというところがありますので、まずは思い切って今回は丸々変更する方向で考えております。

やっていく中で、行政ポイントじゃという声が大ききようであれば、また年度途中でも再考する必要があるかなとは思いますが、スタートに当たっては、こういった方向で行きたいといったところがかじを切らせていただいているということでご理解いただければと思います。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 まさにそれを聞いたかったので、行政ポイントに切り替わっていくことでいろんな作業効率であったり、役務負担というのが軽減されるのであれば、素晴らしいことだと思いますし、この課だけにとどまらず、全体に波及していけばということまで考えてくださっている視点があるかを聞いたかったので、今ご回答の中で聞くことができましたから、私からは以上で結構です。ありがとうございます。特に回答は求めません。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 1点だけお伺いしたいと思います。マーケティング推進事業費の中で、先ほど宿泊研修ということで、コロナが去って宿泊研修ができるようになったんだなと思ったんですが、その後に県内でという話が出てきまして、例えば幕張にあるアカデミーを使ったり、そういった県外にある宿泊研

修所を使うんだったら、宿泊研修というのは分かるんですが、県内ということで、例えば本郷台にある研修センターみたいなところを使ってということであれば、通いで丸々2日間できるかなと思ひまして、その辺を宿泊研修にした理由、根拠、それをお伺いしたいと思います。

【小泉委員長】 関根課長。

【関根企画政策課長】 宿泊研修にした意味ということで、1つ申し上げられるのが、宿泊研修で場所を変えるといったところで、通常業務からは切り離してプロジェクトチームについてのことに専念して取り組めるといったところと、また宿泊するということで、1日で意識の統一ができるものとは考えておりませんので、集中的にと考えると、2日程度は必要だろうとは思っている中で、移動する負担等も考えると、宿泊したほうがより密度の濃い議論が中でできるのかなと思ひしているところでありまして、研修の内容としても、参加している職員のレベルの統一と考えておりますので、外部の研修施設で外部の研修の講師をということよりは、中での意識統一を図るのが一番の目的かなと思ひしておりますので、その辺りをいろいろ勘案すると、県内の宿泊施設で集中してやっていただいたほうがいいかなといったところで、このような予算要求とさせていただきます。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部企画政策課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、企画部財政課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎部長。

【野崎企画部長】 それでは、引き続きまして、財政課の審査をお願いいたします。説明は皆川課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 皆川課長。

【皆川財政課長】 それでは、企画部財政課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、当課におきましては、組織の見直しに伴い、予算の一部が説明資料の備考欄に記載の所管課に変更となる部分もございますので、あらかじめご承知おきます。

それでは、タブレット資料は030財政課説明資料のまずは2ページをご覧ください。財政事務経費でございます。こちらは財政事務を行うための経費で、旅費、需用費の消耗品費及び委託料は、備考欄に記載のとおりで、備考欄右側の増減理由に記載しておりますが、6年度において起債管理システムの長期リースが満了となり、更新するところでしたが、現在運用中の財務会計システムに起債管理機能が組み込めることとなっていたため、6年度において予定どおり移行作業を実施いたしました。その結果といたしまして、作業にかかった委託料が減となり、これまで要していた起債システムの管理費用は不要

となるため、使用料及び賃借料を皆減するものでございます。なお、財源は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。ふるさと納税推進事業費でございます。町外の方から町へふるさと納税として寄附をいただくために、インターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード等の決済、収納、返礼品の手配、配送を行うもので、需用費の印刷製本費は、ふるさと納税していただいた方に対するお礼状の製作料、役務費及び委託料は、カード決済やサイト掲載に係る費用、また返礼品の調達、手配、発送などの委託業務に対するものとなっております。

減額の主な理由といたしましては、総務省によるルール厳格化によって一部返礼品の受付を終了したことやふるさと納税指定基準の見直しにより、令和7年10月から適用される寄附者に対しポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止する改正が予定されていることなどの影響に鑑み、近年の寄附状況を踏まえて、下表に記載のとおり歳入を410万円の減額としております。なお、歳入につきましては、本事業費のほかまちづくり基金積立金へも充当するものとしております。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。財政調整基金積立金でございます。予算計上額は預金の利子分として、直近の定期預金利子を参考に算出した額に加えて、債権による運用利子の約100万円を見込んだものとなっております。なお、債権の内容につきましては、後日会計課の審査の中でご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

下表をご覧ください、特定財源は、全額財政調整基金利子でございます。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。まちづくり基金積立金でございます。こちらは預金利子分のほかに、ふるさと納税などによるまちづくり寄附金を積み立てるもので、下表の特定財源については、まちづくり基金利子とまちづくり寄附金から記載の額を充当しております。なお、こちらのまちづくり基金積立金と先ほどご説明いたしましたふるさと納税推進事業費につきましては、組織の見直しに伴い7年度より新たに創設される企画部資産経営課に所管が移りますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。契約検査事務経費でございます。町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。1節報酬につきましては、備考欄に記載がありますが、隔年で実施している電子入札共同システムの定期申請の年ではないため、会計年度任用職員の報酬が皆減、旅費は、電子入札事務や検査事務の職員旅費で、減額分は会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費の消耗品費は、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、使用料及び賃借料は、建設副産物情報交換システムの利用料のほか増額分は7年度に新たに電子契約システムの導入を予定していることから、秋からの運用に向けた初期導入費用とシステム利用料となっております。また、負担金、補助及び交付金は、電子入札共同システム事業の運用に係る負担金などとなっており、そのほか増減理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、下表の特定財源でございますが、下水道事業事務費負担金につきましては、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入にしているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に特定財源として13万9,000円を充当しており、その他の充当事業につきましては、

下段に記載の充当内訳のとおりとなっております。

次に、タブレット資料は7ページをご覧ください。町債償還元金でございます。増減理由については記載のとおりで、下表の特定財源については、財産管理課所管の公共施設再編整備基金繰入金から記載の額を一部充当しております。

続きまして、タブレット資料は8ページをご覧ください。町債償還利子でございますが、増減理由は備考欄に記載のとおりで、下表の特定財源については、こちらも財産管理課所管の公共施設再編整備基金繰入金から記載の額を一部充当しております。

次に、タブレット資料は9ページをご覧ください。予備費でございます。当初予算額といたしましては、前年度と同様5,000万円を計上しております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料は10ページをご覧ください。2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、基本的には近年の実績を勘案して計上しております。まず、地方譲与税ですが、1段目の地方揮発油譲与税は、100万円の増、2段目の自動車重量譲与税は、200万円の増とし、3段目の森林環境譲与税につきましては、前年同額としております。

続きまして、1つ飛びまして、利子割交付金は20万円の増、配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ1,000万円の増、法人事業税交付金につきましては、2,000万円の増としております。

続きまして、地方消費税交付金は、1億5,000万円の増、環境性能割交付金は、500万円の増を計上しております。

次に、9款地方特例交付金は、住宅ローン減税の減収補填措置分に加えて、昨年度は定額減税による減収の国費補填分が創設され増額となりましたが、こちらが減少しますので、2億1,000万1,000円の減としております。

続きまして、10款地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、不交付が続くと見込み計上せず、特別交付税については、前年と同額を見込んでおります。

次に、交通安全対策特別交付金につきましては、100万円の減としております。

続きまして、14款国庫支出金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者や事業者に直接的に及ぶ事業を補助対象とするもので、充当先は備考欄に記載のとおりでございます。

次の15款は県支出金でございます。県負担金となります市町村移譲事務交付金は、県の事務の一部について町が移譲を受け、処理することとした事務に要する経費について県から交付を受けるもので、内容は、旅券の発給申請の受理、鳥獣捕獲の許可、都市計画関係の許可、福祉関係書類の受理や経由などで、68万8,000円の増を見込んでおります。

次に、県補助金の2件につきましては、タブレットの13ページをご覧ください。内容を再掲するとともに、それぞれすぐ下の枠外に充当内訳が記載してございますが、別掲1の市町村事業推進交付金は、県と協調し、それぞれの地域の実情に応じて推進する事業に対して交付されるもので、有害鳥獣等対策事業費等へ充てられ、補助割合は2分の1、7年度は15万5,000円の減となっております。

続きまして、同じページの別掲2、市町村自治基盤強化総合補助金は、県独自の補助金で、地域主権

型社会の実現に向け、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、権限移譲への取組や広域で行う事業などのために補助されるもので、補助割合は2分の1から3分の1となっており、その充当内訳は枠外に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、タブレット10ページにお戻りください。続きまして、下から4段目より16款財産収入となりますが、公共施設再編整備基金利子から東海道新幹線新駅整備基金利子までは、預金利子でございます。

11ページをご覧ください。上段の奨学金基金利子につきましては、6年度末をもって基金が廃止となりますので、皆減となっております。奨学金利子の次に記載の株式等配当金は、例年配当いただいております三光化学工業株式会社様分の配当を計上しており、こちらにつきましては、寄附者の篤志を尊重し、学校教育課所管の中学校費の教育活動充実事業費に全額充当しております。

続きまして、18款繰入金の1つ目、財政調整基金繰入金は、7億8,000万円を計上しております。財源の年度間変動に対応する目的で繰り入れるもので、財源不足を補うため前年度より2,900万円、率にしまして3.9%の増としております。

続きまして、まちづくり基金繰入金は、ふるさと納税をはじめ町への寄附を一旦積み立てた後、寄附者の意向を踏まえ事業財源として繰り入れるものでございます。充当先は、恐れ入りますが、再度タブレット13ページをご覧ください。別掲3の枠外に記載しておりますが、20の事業に充当しており、括弧書きが各所管課となっております。

恐れ入ります。11ページにお戻りください。続きまして、中ほどにございます19款は、前年度繰越金で2億8,000万円としております。こちらは決算上の剰余金を見込んでおります。

続きまして、20款諸収入市町村振興協会市町村交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金などから市町村に分配されるものでございます。

続きまして、21款町債につきましては、庁舎等維持管理事業債のほか9事業に対し総額で14億9,500万円の借入れを予定しております。なお、各事業債を借り入れる事業の詳細につきましては、所管課からの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 3点お伺いします。まず、3ページのふるさと納税なんですけど、今回の説明の中では、ルールが変更になって減るということは分かりました。それでふるさと納税をやっている方が、多分どういう使い道でやってほしいかという、こういう項目があったと思うんですけど、それについて、もう一度詳しくお願いします。それから4ページの財政調整基金なんですけど、今回7億8,000万円の繰入れということなんですけど、これに関して根拠は説明がありましたが、一般会計に繰り入れるということで、どういう使い方をするかというのはなかなか見えてこないと思うんですけど、もし重点的に入れるところが、使い方で見えるところがあればお願いします。あとそれで、9ページの予備費なんですけど、これは必ず計上しなきゃいけないということなんですけど、これが決算のときにも款別の充用先と

いうのは説明資料で出てくるんですけど、決算のときの話になるので、要望という形になると思うんですけど、どのようなところに使われたか、もう少し細かい資料、ほかの自治体では予備費の充用先というものが一覧になって出ているところがあります。寒川町としてはどうなっているか、それに今後対応していただきたいということで、要望になりますけど、ということで、以上です。

【小泉委員長】 皆川課長。

【皆川財政課長】 3点ご質問いただきました。1点目につきましては、後ほどご説明させていただきます。2問目の財政調整基金繰入金の使い方なんですけども、こちらにつきましては、年度内で行う補正予算等で計上した事業費等、あるいは費用、歳入歳出のバランスの中で、歳出が歳入超過した場合に不足する金額について年度間の財源調査をするものでございますので、そういったものを主なものとしてございます。3点目の予備費の使い道につきましては、決算のときのということでしたので、こちらにつきましては、決算でもできるだけ分かりやすい説明をさせていただきますので、必要に応じて対応させていただければと思います。よろしくお願いします。

【小泉委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 私から1点目、まちづくり基金、ふるさと納税の使い道の種別的な話だったかと思います。今回こちらで参考資料としてお示ししているタブレット資料の13ページを参考にお開きいただけますでしょうか。こちらはまちづくり基金の事業別区分充当内訳を下側に記載しております。具体的には(1)都市基盤整備に関する事業から(7)その他に関する事業まで、条例で定める7つの区分に分類して寄附者がどの事業に使っていいかという形で使途を選んで寄附をするような形になっております。こちらにつきましては、実際に令和7年度当初予算の充当先という扱いになりますが、実際の歳入につきましては、寄附者がどこを選んで寄附をするかというのは、分かりませんので、当初予算の歳入の部分では、特に区分までは分類せずに総額として計上しているという扱いになっておりますので、よろしくお願いします。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部財政課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、企画部広報戦略課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎企画部長。

【野崎企画部長】 それでは、引き続きまして、広報戦略課の審査をお願いいたします。それでは、説明は佐野課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 佐野広報戦略課長。

【佐野広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の令和7年度予算につきまして、予算及び

予算特別委員会説明（参考）資料に基づきご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は2ページをご覧ください。広報プロモーション活動事業費でございます。この事業は、広報紙、広報板、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、町民の町に対する愛着心の醸成と町の認知度向上により、移住定住の可能性を高めるために町のブランドにのっとった情報発信とコミュニケーション活動を行うものでございます。報酬、職員手当等共済費につきましては、広報紙製作業務に係る会計年度職員の経費でございます。報償費につきましては、様々な媒体への可視化などデザイン業務をメインとしたマーケティングマネージャー1名分の謝礼でございます。旅費につきましては、移住定住関連の会議等の出席に係る職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、ブランド醸成及び広報紙の編集に係る消耗品でございます。前年度予算との比較で増となっている理由につきましては、主に新たな試みといたしまして、寒川町のブランドマークの入ったブランド啓発物品購入によるもので、ブランド発信にご協力いただける方々にお渡しし、使用していただくことで情報発信の担い手になっていただく考えであります。また、印刷製本費につきましては、『「高座」のころ。』ガイドブックの増版による皆増でございます。役務費につきましては、通信運搬費、保険料及び広告料でございます。通信運搬費につきましては、「広報さむかわ」の関係機関への郵送料をはじめ記念広報紙贈呈事業の記念品郵送料でございます。保険料につきましては、役場前交差点の3面啓発塔及び役場正面玄関入口の大型モニター分でございます。広告料につきましては、移住定住の促進に向け、ターゲットとしている町外の方や実際に移住を検討している方に対する直接的遡求活動の強化を図るため実施しております住宅情報サイト広告、及び移住促進プロモーション広告の展開に係るものでございます。前年度予算との比較で増となっている理由につきましては、広告料において移住検討者がウェブで移住先を探す際に効果的に町の移住ポータルサイトに誘導するための仕掛けとして、検索連動型インターネット広告を展開するためによるものであります。委託料につきましては、ウェブサイト、CMSサービス提供業務のほかメール配信サービス提供業務や広報紙等全戸配布業務、「広報さむかわ」製作業務、移住ポータルサイト保守業務、『「高座」のころ。』実行委員会へのブランド醸成業務、地域コミュニティ放送を活用した広報番組作成業務の7本でございます。前年度予算との比較で増となっている理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。なお、移住ポータルサイトの新規コンテンツ保守業務においては、先ほどの新たな広告展開と連動し、転入者アンケート等で移住ポータルサイトにおいて生活に密着した情報がないので生活のイメージが湧かない、旬な情報がないといった意見があったことから、新規コンテンツの充実を図るための増となっております。使用料及び賃借料につきましては、新聞等の著作物複写利用料とブランドの可視化や動画編集に資するソフトライセンス使用料でございます。備品購入費につきましては、デザイン用パソコンの機器更新がございませんでしたので、皆減となっております。負担金、補助及び交付金につきましては、公益財団法人日本広報協会への負担金でございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。歳入番号1、自衛官募集事務委託金につきましては、法定受託業務である自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち広報紙への記事掲載に対して配分されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」製作業務委託料に充当しております。歳入番号2、広報掲載料につきましては、公益財団法人神奈川県市

町村振興協会が実施しております市町村振興宝くじ及び新市町村振興宝くじの販売において、広報紙等への掲載協力することで、その収益金の一部が公益財団法人神奈川県市町村振興協会から交付されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」製作業務委託料に充当しております。歳入番号3、広告掲載料につきましては、広報紙及び町ホームページへの広告掲載に関するものでございまして、ウェブサイトCMSサービス提供委託料及び「広報さむかわ」製作業務委託料にそれぞれ充当しております。なお、予算書につきましては、他課分を含んだ額となっております。

本事業におけるこれら特定財源の充当合計額は94万1,000円で、一般財源額は4,892万9,000円となります。

以上で、企画部広報戦略課所管の令和7年度予算のご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑がある方は挙手にてお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは、1点質問させていただきます。広報プロモーション活動事業費でございすけれども、令和4年12月に開始いたしましたエキストラ登録制度の件があったと思いますけれども、こちらの現在の登録状況を教えていただければと思います。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 エキストラ登録の状況についてお答えさせていただきます。現在エキストラ登録につきましては、各種作品の放送後に増える傾向があり、今年度当初のエキストラ登録者数は799名でしたが、今年度1月末現在で1,044名の方に登録いただいている状況で、今年度当初から245名の増となっております。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 実は、この質問をさせてもらった背景というのは、私の知り合いもエキストラで参加させていただいたということで、いろんな有名な方が見られたり、テレビに出られたということで、すごく喜んでいたことがあったので、今この状況がどうなっているのかを質問させていただいた次第でございました。245名増ということで、すごく頑張ってくださっているなということは、ありがとうございます。課の目的が自立的な行財政運営ということでございますので、そうやって町政に参加してくださる方、町に興味を持ってくださる方が、年代は関係ないですからね、これは。増えてくださることは非常にすばらしいことだと思っております。登録者に町政に参加してもらうのが目的であるということであるならば、登録者が多いことは分かりました。出演状況が今どんな形になっているのかお尋ねします。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 エキストラの参加状況についてお答えさせていただきます。今年度につきましては、令和7年1月末現在時点で、映画3作品で77名、ドラマ5作品で463名、合わせて540名のエキストラに参加していただいております。また、エキストラ登録制度を開始して以来の総参加者数は718名の方となっております。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 かなりの数がちゃんと出演もできているということが確認できて喜ばしいとともに、すごく頑張ってくださったんだという担当課の皆さんのご努力が見えるところでございますけれども、最後にその反応、出演していただいた方であったり、また寒川町に依頼をしてくださった先方であったり、その反応のようなものが聞こえていれば確認させていただきたいと思います。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 6年度よりエキストラ参加者を対象としたアンケート調査というのを実施しております。こちらは今まで86名の方から回答をいただいている状況でございます。実施したアンケート結果では、エキストラ参加の満足度については、8割以上の方から10段階で7以上の回答をいただいております。また、寒川町が好きになったかといった問いにつきましては、84%の方から好きになったと回答をいただいております。また、社会体験の場になったかという問いをしたところ、99%の方から社会体験の場になったと回答をいただいております。また最後に、また参加したいかどうかという問いについては、91%の方からまた参加したいと回答していただいておりますので、なかなか好評だったのかなと思っております。また、エキストラ協力というのが、町政に気軽に参加できる機会であることから、今後も積極的に撮影業者にエキストラ参加の姿勢を伝えていきまして、よりこの取組に多くの方が参加できるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 何点かお伺いしていきたいと思えます。まず、令和7年度からブランド啓発に係る消耗品費が増になっていると思うんですけれども、もう少し具体的にどのようにしていくのか、ブランド啓発をされていくのかお伺いいたします。また、『「高座」のころ。』のガイドブックも印刷製本費として入っておりますけれども、これは今ナンバー2まで行っているのかな、今までのやつを増冊していくのか、新たな『「高座」のころ。』のガイドブックになっていくのか、その辺についてお聞かせいただければと思います。また、『「高座」のころ。』の推進実行委員会委託事業、これは、具体的には多分内容はこれからだと思うんですけれども、この部分は例年どおりの予算でいくのか、その辺がもし分かればお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 消耗品についてまずご説明させていただきます。ブランド啓発物品というものを今回消耗品で検討させていただいております。町民の認知度を高めることはもちろんですが、受け取った町民が身に着けたり使用することで、町民が町自体のブランドの発信者という形、広告塔みたいになっていただけるような形を考えておりまして、現在のところ、さむかわのブランドマークのついたエコバッグなどを検討しているところでございます。

続きまして、『「高座」のころ。』のガイドブックを新しく作り直すかという点だったんですけども、こちらは今『「高座」のころ。』が定着しつつありますので、このまま2版のものを継続して使わせていただければと思っています。軽微な修正はあるかもしれませんが、基本的には2版と同じでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。最後に、実行委員会なんですけども、予算

額は例年どおりでいかせていただいて、来年度につきましても、今年度やったチョーク祭りが今実行委員会で実施して、チョーク祭りがかなり好評なので、こちらをまた継続しながら、またUSBの卒業生に対して送るUSBの贈呈事業もかなり好評なので、こちらを進めながら、新たにまた何か新しいものができればというのが来年度また検討していければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。新たなブランド啓発というところで、エコバッグ等を啓発として行っていくということが分かりました。身につけて、それがより宣伝効果となっていければいいのかなと思いますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。また、『「高座」のころ。』は第2版ということで、いろんなところに置いていただいていると思うんですけども、かなり積んであるよというようなお話も伺っているので、その辺の在庫状況とか、これだけ『「高座」のころ。』が随分と広まってきて、いろんな中身も少しずつ変化していると思うので、微調整があるというお話がありましたので、そういったところも刷新していただきながら、より効果的に『「高座」のころ。』のガイドブックをまた増冊していただければと思います。実行委員会への委託については、令和6年度は大変好評だったということと、USBも今回も卒業式にお渡ししたのかな、すごく好評だったというお話も伺っているので、新たな取組も含めてぜひやっていただければと思いますけれども、これだけ『「高座」のころ。』が広がっていく中で、知名度とかは随分上がってきているかなと思いますけれども、移住者とかは増えていくことはすごく大事だと思うんですけども、町民が『「高座」のころ。』を感じるところが、やや薄いというか、それは職員の方から伝わってくる『「高座」のころ。』が一番メインになってくると思うんですね。もちろんいろんな接遇アンケートとかをすると、パーセンテージはかなり上昇してきていると思うんですけども、職員の方の『「高座」のころ。』のイメージアップというか、周知というか、そういったところがもうひとつかなと若干感じるところがあるんですけども、職員に対してのインナーブランドというか、『「高座」のころ。』の思いという取組が令和7年度は何かあるのかお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 町内における職員の『「高座」のころ。』の考え方という部分ですけど、毎年2回ほどマーケティングマネージャーを踏まえて、ブランドの検証を職員でさせていただいております。また、この辺りはブランドマークとか、イメージだけでなく、『「高座」のころ。』の取組とか、『「高座」のころ。』の意義をもう少し研修の中で盛り込んでやっていけたらと思っていますので、今後そちらを検討させていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 数があるので、よろしくお願いいたします。まず、マーケティングマネージャーの件なんですけど、デザインメインですごくよくやっていただいているのは分かっているんですけども、もう一人増やして、特にずっと言っているのが、デジタルマーケティングの部分、これに強い方をもう一人入れて、デザインの方とうまくコラボさせて、寒川町の認知度なり、人気度を上げていったらどうかなと思っているんですが、そういうお考えがないかをまずお聞かせください。それから先ほど吉田委員も言

いましたが、ロケ地誘致の関係で、この間の一般質問で、テレビドラマだと思いますが、6本、ムービーが6本誘致したということで、効果測定をどうされているのかお聞かせください。テレビはすぐ答えが出ると思うので、今年のロケに来たテレビドラマの中で一番視聴率が高かったものの世帯視聴率、それから個人全体視聴率、タイムシフト視聴率、それから実際に寒川町は何秒映ったかというのを教えてもらえますでしょうか。それから映画については、多分今年度にロケして、上映が今年度中というのものなかなかないかもしれないので、今年寒川でロケをした映画で上映されたもので最も観客動員の多かったものの観客動員数、それから何秒間一体寒川町が映されていたのか、それをお聞かせいただけますでしょうか。それから3点目が、PRタイムスを非常にうまく活用していると思うんですが、それは委託料のメール配信サービス提供業務委託料でいいのかというのを最初にまず確認させていただければと思います。それから役務費の住宅関係の広告についてですけども、今までディスプレイ広告をやっていたしやっただと思います、2種類。これが引き続き続くのかということと、それから年間のインプレッション数（広告表示数）、それから想定のあるCTR（クリック率）、コンバージョン率（広告を出すことで一体何人の人たちを移住させられるか）、それからCPA（コストパーアクイジション、要は1人の方を移住させるのに、一家族でもいいですが、一体どのぐらいコストがかかるのかを想定しているのか）もお聞かせください。それから次に、検索連動型広告を新たにやるということですが、これも少し多めに言います。キーワードの選定はどうする予定なのか、それからそれに伴ってランディングページはどうする予定なのか、たくさん作るのか、キーワードに合わせて幾つかまとめて作るのか、それとも1つのままでいくのか、ランディングページをどうするのか、それからターゲティング設定はどうするのか、それと同じなんですけれども、ディスプレイ広告と一緒になんですけども、目標とするCTR（クリックスルーレート）、それからコンバージョンレート、それからコストパーアクイジションはどうする予定なのか教えてください。それと広告をやる上でスプリットランテストというのがあります。例えば3つのビジュアルを使って、最も効果の高かったものをメインにしていくというやり方なんですけども、これをディスプレイ広告並びにキーワード広告でやる予定なのか、それについてお答えください。

以上です。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 まず1番目のデジタルマーケティングの関係で、マネージャーをもう一人増やせないかという話なんですけども、こちらは人件費もかかってきますので、今後人事と検討させていただければと思っております。続きまして、2点目のロケですね。ドラマとか映画などの視聴率及び観客動員数などの部分なんですけども、こちらは、申し訳ございません。過去から6年度にかけて数値はとっておりませんので、今回はお答えができないという形になります。続きまして、PRタイムスの予算の関係ですね。PRタイムスは、委託の広告料の中に含まれている部分になります。続きまして、広告のディスプレイ広告のインプレッション数の想定とCTR、CVR、CPAという形かと思います。まず、今やっているもので情報住宅サイトの広告であるSUUMOでは、インプレッションの想定数を2,400万回としておりまして、CTRは0.15%、CVRにつきましては1.45%を想定しております。同じく住宅情報サイト広告であるアットホームのインプレッションの想定数は500万回、CTRは0.2%、CVRにつきましては1%を想定しております。次に、ヤフー広告、こちらのインプレッション想定数

は5,000万回、CTRは0.05%、CVRにつきましては1.45%を想定しております。あとはCPAという形だったんですけども、CPAも回答してしまいますと、今言った数字と逆算して計算してしまうと、予算が出てきてしまいますので、今後入札の関係もありますので、CPAは控えさせていただければと思います。次がリスティング広告でキーワードの設定については、今後検討はしていくんですけども、500通りほどは設定できるという情報がありますので、500通りを設定していく予定であります。効果測定といたしましては、8,000クリックを目標として設定していく予定でございます。クリック単価なんですけども、クリック単価数を今申し上げてしまうと、8,000クリックを掛け合わせてしまうと予算書が出てしまいますので、こちらも回答を控えさせていただければと思います。ランディングページの飛び先ですね。設定については、今のところはトップページかなと思っております。ポータルサイトのトップページかなと思っておりますが、こちらは業者と検討させていただきまして、実際どういったところに誘導するのがいいのかという部分は、検討させていただきながら効果検証を行いながらページの飛び先をつくっていければかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。あとスプリットランテストも業者と調整しながらできる部分で検討して、やっていき、より効果的な広告が打てるような形で調整していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。まずマーケティングマネージャーの件は、もちろん人事にいろいろ絡んでくると思うので、お金もプラスしなければいけないと思いますが、一応要望としてやっぱりいたほうが絶対にいいだろうなと思いますので、それはお伝えしておきたいと思います。それからテレビと映画の効果測定で、すごくよくやったださっているのは分かるんですけども、恐らく効果測定までをやって1つワークが終わると思うんですね。それを多分あまり考えていなかったのかなと思います。ごめんなさい。やっているのはよく分かるし、大変なものもよく分かるんですけど、物すごくよく分かるし、僕もやっていたからよく分かるんですけど、ただ最終的にどういう効果があったのかというのを伝えることができなかつたら、何のためにそれを行ったのかというのが多分分からないと思うんですよ。だからそれは今後しっかりやっていただきたい、もし世帯視聴率とか、個人全体視聴率が分からなければ、その局に聞くこともできますので、ですから、当然、名刺交換もされていると思いますので、プロデューサーなりアシスタントプロデューサーが来ていると思いますので、その方に連絡して、昨日の番組はどのくらいの世帯視聴率でしたかと、次の日の10時ぐらいには出ているので、その辺はちゃんと聞いたほうがいいかなと思います。タイムシフトは多分出ないのかな、それは1週間後ぐらいになるんですけど、どっちにしろ世帯と個人全体は次の日には出るので、それは聞いて、チェックしておくべきだと思います。それとちゃんとオンエアチェックして、何秒間出たのかというのもやって、それで初めて計算式ができるので、何秒間やっていて広告費換算したら幾らになるというのができますので、そこまでやっていただければと思います。これも要望でいいです。それからPRタイムスの件ですね。これは広告費に含まれるということですけども、では、僕はずっと言っているんですけども、広告費がないところはパブリシティをやるしかないと思っていて、PRタイムスを使っているというのはすごくいいことだと思います。この間は独自のルートにも気づくべきだと言いましたが、PRタイムスという視点で言わせてもらうならば、では、PRタイムスを使っている以上は、これを使って目標とする掲載本数みたい

なものはあるのか、ヤフーニュースになるでしょう。ヤフーニュースへの掲載本数がどのくらいで、それを広告費換算すると、どのくらいの目標額、広告費換算で目標にしているのか、それをお聞かせください。それからそれぞれディスプレイ広告、それからキーワード検索連動型広告については、ある程度数値は分かりましたので、もう少ししっかりと、業者という言い方もやめていただけますか、協力会社なので。大変申し訳ありませんけど。協力会社としっかりと話をし、ご自分たちでちゃんと知識を得ていただきたい、というのは、そんなに難しいことじゃないです、デジタルの広告というのは。ずっと同じ言葉を使っているような業界で、ただテクノロジーがどんどん進んでいるので、それはどんどん追いかけていってほしいんですけども、それはしっかりとご自分たちで。幾らでもデジタル広告用語とか、ウェブ広告用語とか、そういうのがたくさんあるので、それからやり方を教授しているサイトとか、ノートを見れば、嫌というほどあるので、そういうのでしっかりと勉強していただいて、ない予算を、少ない予算をどれだけ有効に使うかというのは、皆さんの知識量にかかっていると思っていますので、それをしっかりとやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。それからスプリットランテストも同じですね。協力会社の力を借りてといえますか、とにかく協力会社の力を借りるのは事実、でも、協力会社と同等に話ができるような状況までご自分たちの知識と知恵を蓄積していくべきだと思います。この点についてしっかりと回答をいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 申し訳ございませんでした。職員の知識不足という部分は否めないと思っております。なかなか言葉がすんなり入ってこない部分はまだ私もありますので、今後もまた勉強させていただければと思っております。

いただいた質問の中でPRタイムスの効果測定という部分があったかと思うんですけども、今年度につきましては、記事が11個載りました。11個が載っていた部分で広告値換算をPRタイムスのメディアごとで掲載価値というのを算出できるのがありまして、こちらを使いましたら、平均といたしまして、1本につき107万円程度の広告換算値が出ております。また、町では年間大体6本で計算した部分が今回11本打っていたという形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 目標をということですね、来年度の。

【佐野広報戦略課長】 すみませんでした。来年度も今年度と同じぐらい、広告換算として1本100万円程度の広告換算ができるような形で、PRタイムスには協力いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。厳しい言い方をして大変申し訳ないんですけども、とにかく皆さんがしっかりとやっていращやるのは分かるんですが、可能な限り知恵を絞って、知識をためてという形にしていただきたいなと思いますので、最後にPRタイムスの件だけもう一回聞きますけども、ヤフーニュースに1回107万円ということは、大体どのくらいのページビューだったかというのは計算できていますか。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 掲載メディア数は、1本につき大体25から40ぐらいのメディアに掲載してい

ただいています。PRタイムスのページは、アクセスしていただいているのが、多いもので約2万4,000でPRタイムスのページに寒川の記事でアクセスしていただいている部分が見て取れます。ただ、ヤフーニュースへこの辺りは載ったかという、ヤフーニュースまでは追いかけていないということで、ここではご回答できないという形でお願いいたします。

以上です。

【小泉委員長】 野崎部長。

【野崎企画部長】 知識不足とか、厳しい意見をいただきましたけども、広告換算して幾らとか、そういった効果測定についても、不足しているのはそのとおりだなと思っております。広報戦略課についても、限られた人数でやっている中で、町全体で広報戦略に力を入れたいということで、戦略という名前も付けてきた中で、職員の数を増やすべきだということ、できていないというのが現実としてあります。ロケ地誘致についても、職員については、昼夜問わず、休みの日問わず、全部出たって、いろんなエキストラの方への対応、メディアの方への対応をやりながら、それでこういうのもやっている、職員の配分についても、本当はもうちょっといい体制にして、知識も獲得できるようにやるべきなんです、その辺も全体の中でバランスはどうなんだというのも、どれだけ効果があるかというのがあれば、じゃあ、もっと当然つけるべきだろうとか、町全体でもっと配分をどうするか、我々の立場でやるべきこともたくさんあるんですけど、できていないというところは、我々も反省しながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。先ほど企画政策課でブランディングプロジェクトチームという言葉が出てきたんですが、そちらとの連携というのはどのような形になるのか、それともう一件、移住定住の関係なんです、主要事業の概要の中に移住候補地から移住地への昇華に取り組むと書かれています。これはどういったことをするのかなというところをお伺いしたいと思います。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 まず1点目のご質問、プロジェクトチームとの関わりなんですけども、広報といたしましては、プロジェクトチームにやっていただいた事業は、今回c o t o nとか、キラリとか、そういった部分を周知させていただく部分に力を入れさせていただきます。LINEで周知したり、ホームページで周知したり、あとはホームページのトップメニューにもc o t o nを入れたりといった部分で、プロジェクトチームがやったことを町民の方によく知っていただけるように、広報としては努力して広報している次第であります。

2点目、移住定住のポータルサイトになりますが、7年度から新たに移住してきた方から、町の旬な話題がないとか、あと先輩移住者の生の声が載っていないとか、実際住んでみてどうなんだろうと不安な部分があったという意見がありましたので、そういった部分を解消するためにポータルサイトを改修させていただきます。中には旬な情報を入れて、あとは先輩移住者の声を入れたりというパターンで移住ポータルサイトを充実させます。そこに誘導できるような形でリスティング広告を打っていきまして、

ポータルサイトにうまく誘導できるように進めていければなと思っております。

以上です。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 今の課長の説明ですと、発信していくというのが中心ということによろしいですか。

【小泉委員長】 佐野課長。

【佐野広報戦略課長】 広報戦略課としては広報なので、発信がメインの仕事になっておりますので、発信をうまくして町外の方に町のことをよく知っていただいて、移住定住につながるような発信ができればと思っております。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部広報戦略課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、企画部デジタル推進課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎部長。

【野崎企画部長】 それでは、引き続きまして、企画部最後になりますが、デジタル推進課の審査をお願いいたします。説明は村瀬課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 それでは、企画部デジタル推進課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は2ページをご覧ください。デジタル推進課につきましては、組織の見直しによりまして、総務部に変更になりますが、予算の移管等はございません。なお、予算科目につきまして、2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費の名称を、時勢に即し、情報化推進費に改め、7目企画費にありましたデジタル推進事業とタブレット資料3ページの従前の9目電子計算機費のコンピューター利用事業費、この2つの事業につきまして、名称変更後の9目情報化推進費に予算計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は2ページにお戻りください。デジタル推進事業費でございますが、デジタルによる快適な生活環境を実現するため、行政手続オンライン化を進め、町公式LINEや電子申請届出システム、公共施設予約システムを町民向けに提供するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に行うものでございます。旅費につきましては、会議等への職員の普通旅費、需用費は、プリンターのカートリッジ、あるいは記録媒体等コンピューター周辺機器に関する消耗品費、役務費は、通信回線並びにビジネスチャットツール、RPA・AI・OCR及び生成AI等のサービス利用に係る通信運搬費、委託料は、グループウェア等の内部システム系サービス、町LINE公式アカウント及び公共施設予約

システム等の町民向けサービス、D X人材育成等のD X推進支援等に係る委託料、使用料及び賃借料は、職員が利用する端末やサーバー機器等に係る使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金に係る予算を計上するものでございます。なお、各科目における主な増額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなりますが、歳入番号①の諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金に充当してございます。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。コンピューター利用事業費でございますが、行政事務の迅速かつ正確な処理により住民サービスの向上を図るため、住民情報システム等の機器及びソフトウェアの調達、運用、改修等を適正に行い、併せて重要データを災害などから守るためのバックアップ等を行うものでございます。報酬、職員手当等共済費は、会計年度任用職員に係る経費、旅費は、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の費用弁償、需用費は、電算処理に係る用紙代やトナー代等の消耗品費、役務費は、基幹系システムの地方公共団体情報システム標準化対応に伴うガバメントクラウド利用に係る通信運搬費、委託料は、基幹系システムの保守委託及び地方公共団体情報システム標準化対応に伴う設定等の委託料、使用料及び賃借料は、基幹系システムサーバー機器等及び端末に係る使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金に係る予算を計上するものでございます。なお、各科目における主な増額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなりますが、歳入番号①の国庫支出金、社会保障税番号制度システム整備費補助金（総務省分）につきましては、マイナンバー制度における情報連携に関する次期システムの構築に係る経費を対象としたものでございまして、補助率は10分の10となっており、負担金、補助及び交付金へ充当してございます。また、歳入番号②の国庫支出金デジタル基盤改革支援補助金（標準化・共通化に係る事業）につきましては、基幹系システムの地方公共団体情報システム標準化対応作業経費を対象としたものでございまして、補助率は10分の10となっており、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金へ充てているほか健康づくり課の保健衛生事務経費に充当してございます。また、歳入番号③の諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金にそれぞれ充当してございます。

続きまして、歳入の一般財源分につきましては、タブレット資料4ページに記載のとおりとなりますが、国庫支出金デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル等を町で実装する際の導入経費に対する国庫補助でございまして、補助率は2分の1でございます。令和6年度においてデジタル地域通貨の導入経費を計上してございますが、令和7年度当初における予算計上はございません。

デジタル推進課の令和7年度予算の説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、1点お伺いします。3ページのコンピューター利用事業費なんですけど、今回基幹系システムの利用システムの改修関係が入っていると思うんですけど、これに関してはほぼ国からの補助金ということになると思いますけど、これらに一般財源からも出しているわけなんですけど、これについて、どういう分け方になっているのか、もし分かればお願いします。

【小泉委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 コンピューター利用事業費の標準化に係る国庫補助と一部一般財源があるということかと思います。基本的にはシステム導入経費の準備に係る経費について国庫補助が出る形になります。それ以外のランニング経費に関しましては、国庫補助はございませんので、町の持出しということで一般財源分が存在する、こういったことになります。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 準備に関しては国庫支出金ということで分かりました。それでも、ランニングコストに関しては町の持出しということになりますけど、これに関して統一システムになるということに対して今後町の負担というのはどのようになっていくのか、増えていくのかというところについて、今後の傾向についても分かればお願いします。

【小泉委員長】 村瀬課長。

【村瀬デジタル推進課長】 今後の経費ということでございます。当初国が進める中では、経費の削減が1つのテーマでもございまして、この標準化の作業でもございましたが、進めていく中で実際には一定の費用の増加というのが現段階で見込まれているような状況も実はございます。全国的にもこの辺りの話は出てきておりまして、運用経費が、平均でいいますと、2倍から、大きいところで5倍ぐらいに上がるのじゃないかというような調査の結果も出てきております。町としても、いつとき現行の経費よりは上がるということが既に見込まれているところはあるんですけども、この辺りは一時的に上がるのは仕方ない部分は多少あるかもしれません。あるいは国が定めるガバメントクラウドというところにシステムを置く形になるんですが、この辺の利用料みたいなものも、過去想定していたときよりも、為替の影響であるとか、そういった部分も含めて費用増が見込まれているというところもあります。この辺に関して、継続して国にも要望という形で今後の費用、国庫補助についても措置していただけるような形でお願いはしている現状はあるんですが、結果については、これから国で協議してということになりますので、現状見込みもまだ立っていないような状況ではあるんですけども、引き続きこの辺については、我々町としても国には声を上げていきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 今の説明では、ランニングコストがかかってくると、本来なら統一化で経費が削減されるという話だったと思います。それに関してはしっかりと国に対して求めていってもらいたいと思います。それとガバメントクラウドということが出ましたけど、これに関して為替の変動によるということでありました。為替が影響するということは、国内の事業者じゃないということで、クラウドに関し

ては、扱っている事業者というか、ということによろしいんですか。

【小泉委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 ガバメントクラウドのクラウドサービスを提供する事業者は、全部で5つございまして、そのうち海外の事業者が4つ、国内の事業者が1つという状況です。寒川町で現在利用を想定している事業者は海外の事業者であります。事業者自体は海外でありますけれども、実際にデータを置くデータセンターの立地に関しては、国内に限定しておりますので、データそのものは日本国内の環境で管理するというような想定で今準備を進めているところです。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部デジタル推進課の審査を終わります。

では、暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

ではまず、総務部総務課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 皆様、こんにちは。午後からの審査についてもよろしくお願いいたします。

これより総務部4課の令和7年度予算の審査をお願いいたします。初めに、総務課の分となります。説明は伊藤課長より、質疑については、出席職員より対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 伊藤総務課長(兼)寒川文書館長。

【伊藤総務課長(兼)寒川文書館長】 それでは、総務部総務課所管の令和7年度予算につきまして、タブレット資料060総務課の予算特別委員会説明(参考)資料により説明させていただきます。なお、総務課につきましては、組織の見直しに伴い、予算の一部が予算特別委員会説明(参考)資料の備考欄に記載の所管に変更となる部分がございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料11分の2ページをご覧ください。一般管理経費でございます。報酬は、固定資産評価審査委員会の委員報酬、報償費は、町と法律顧問契約を交わしている弁護士への謝礼、旅費は、職員の旅費、需用費の消耗品費は、新聞の購読料、役務費は、iJAMPの通信サービス及びタブレット端末のクラウドなどの通信運搬費、使用料及び賃借料は、タブレット端末の借上料です。また、主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、本経費は、総額で254万円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料は11分の3ページをご覧ください。秘書事務経費でございます。本事務経費につきましては、町長、副町長の秘書事務に関する経費ですが、備考欄に記載のとおり、組織の見直しに伴い町長室の所管に変更となります。報償費は、各種団体が開催するスポーツ大会等に交付する表彰盾の購入費、旅費は、職員の旅費、交際費は、慶弔関係のほか町長が町政執行上の理由から町を代表して公務による交際を行うための費用、需用費の消耗品費は、町が主催する賀詞交換会の会場用生花や慶

弔袋、物故功労者の弔問時の生花や供物などの購入費、食糧費は、来賓用のお茶や賀詞交換会の飲料等の購入費、印刷製本費は、賞状用紙の購入費、役務費は、式典用のテーブルクロスなどのクリーニング代、使用料及び賃借料については、町長及び副町長が外部で開催される会議等に出席するための町長車等の運行に係る有料道路通行料、駐車場使用料及び自動車借上料、負担金、補助及び交付金は、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金、扶助費につきましては、町功労者のご逝去に伴う弔慰金でございます。また主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、本経費は、総額で236万1,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の11分の4ページをご覧ください。表彰関係経費でございます。本経費につきましては、寒川町表彰条例に基づき毎年11月の町制記念日に合わせ開催している町表彰式に関する経費です。地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、またスポーツなどで優秀な成績を収められた方を表彰しておりますが、備考欄に記載のとおり、本経費につきましては、組織の見直しに伴い町長室の所管に変更となります。報償費は、被表彰者用の功労表彰用の記章や記念品等の購入費、需用費の消耗品費は、被表彰者の記念写真や式典会場用の生花など式典に係る経費、役務費は、被表彰者に出欠の連絡を返信いただくための切手代です。また、主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりです。

なお、本経費は、総額で45万4,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の11分の5ページをご覧ください。文書事務経費でございます。本事務経費につきましては、保存文書の適正な管理を行う経費や例規システムの適正な管理など文書事務の効率化を図る経費で、需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や文書保存箱など文書保存に必要な消耗品の購入費、役務費は、料金後納郵便料、委託料は、例規システムサポート業務など文書事務に係る委託料です。また、主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりです。

なお、本経費に充当している特定財源については、下表のとおりとなっており、12万円を委託料に充てております。この特定財源を事業費1,073万9,000円から差し引いた1,061万9,000円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は11分の6ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。本事務経費につきましては、印刷機器等の活用により事務の効率化や迅速化を図るための経費です。需用費の消耗品費は、印刷用紙や印刷機器の消耗品購入代、修繕料は、紙の断裁機の歯の研磨費用、使用料及び賃借料は、庁舎内に配置している印刷関連機器の継続借上げに係る機械器具借上料です。また、主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりです。

なお、本経費に充当している特定財源につきましては、下表のとおりとなっており、合計19万3,000円を使用料及び賃借料に充てております。この特定財源を事業費1,195万3,000円から差し引いた1,176万円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料11分の7ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。本事務経費は、情報公開条例や個人情報の保護に関する法律に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度を適切に運用するための事務に係る経費でございます。報酬は、情報公開・個人情報保護審査会の委員報酬及び情報公開制度運営審議会の委員報酬です。旅費は、委員の費用弁償及び職員の旅費です。また、

主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりです。

なお、本経費は総額で16万5,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は11分の8ページをご覧ください。文書館管理経費でございます。こちらは寒川文書館の所管となります。報酬は、文書館運営審議会委員及び会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料と共済組合負担金、旅費は、文書館運営審議会委員と会計年度任用職員の費用弁償と職員の旅費です。需用費の消耗品費は、図書整理用品及び事務用品等の購入代、役務費は、電話、ファクス回線の基本料金及び通話料、負担金、補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会及び同協議会の関東部会の会費です。また、主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりです。

なお、本経費は、総額で875万3,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は11分の9ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。本事業費につきましては、公文書館法に基づき歴史的公文書、行政刊行物、古文書など寒川地域に関する記録資料を調査、収集、整理、保存し、利用に供するとともに、これらの資料を用いた普及活動や町史刊行物の発行を行うものでございます。報酬は、町史編集委員への報酬、報償費は、町史講座の講師への謝礼、旅費は、町史編集委員の費用弁償です。需用費の消耗品費は、展示及び資料保存関係に係る消耗品代、印刷製本費は、寒川町史研究第36号の印刷代及び行政刊行物の製本費用、役務費は、刊行物である町史研究作成の原稿料及び郵送料、委託料は、保存資料を燻蒸するための委託料、使用料及び賃借料は、文書館資料管理検索システムの借上料です。また、主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、本経費に充当している特定財源については、下表のとおりとなっており、12万円をそれぞれ上の表の科目に充ててございます。これら特定財源を208万8,000円から差し引いた196万8,000円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は11分の10ページをご覧ください。統計調査事務経費でございます。本事務経費につきましては、神奈川県統計センターが所管する県単独・統計調査に係るもの、また統計の普及に関する経費で、統計さむかわ統計月報の発行をはじめ、登録調査員の研修、統計グラフコンクールの事務などを実施するものでございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、統計調査事務に必要な消耗品費、役務費は、統計調査員への各種研修案内等の郵送料です。また、主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりです。

なお、本経費に充当している特定財源については、下表のとおりとなっており、全科目に充てられております。したがって、本経費は総額で6万4,000円としておりますが、予算上は一般財源の持出しはございません。

続きまして、タブレット資料は11分の11ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。本事務経費は、統計法に基づき実施される各種基幹統計調査や調査区の管理などの実施に係る経費で、令和7年度については、基幹統計調査中最大規模の調査となる国勢調査を行います。そのほか学校基本調査や経済センサスの活動調査準備、調査区管理を行う予定となっております。報酬は、統計調査員及び指導員、会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、職員の時間外勤務手当、会計年度任用職員の期末

勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料、共済組合負担金、報償費は、調査協力者への謝礼、旅費は、統計調査員及び指導員、会計年度任用職員の費用弁償や職員の旅費、需用費の消耗品費は、調査実施準備や実施に必要な消耗品代、役務費は、調査準備実施に係る書類や用品等の郵送料、委託料は、施設管理者等への調査業務、調査実施期間におけるコールセンター業務、調査員用地図作成業務の委託料でございます。また、主な内容及び増減理由等は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、本経費に充当している特定財源については、下表のとおりとなっており、全科目に充てられております。したがって、本経費は総額で3,477万2,000円としておりますが、予算上は一般財源の持出しはございません。

説明につきましては以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 1点だけ。一般管理費、1ページ目でございますけども、使用料及び賃借料、タブレット端末23台の借上料で、これは更新に伴う減が理由としてありますけれども、こちらはどのようなのか、というのは、今こちらのタブレットのバージョンをお答えいただきたいのと、あとどこで聞くべきか悩んだところがあるんですが、ここにはタブレットしか載っていないので、ほかの皆さんが使っているパソコンのバージョン、要するに互換性がどうなっているのかということと、あまりにも古いものを使っていないのかということと、その辺をどのように本年度予算内で考えているのかという点を1点質問します。

【小泉委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長（兼）寒川文書館長】 タブレットにつきましては、これまでiPad9を使用していたところですが、今年度末の更新によってiPad10になったという状況がございます。この更新に伴って月額単価が下がりました。具体的な金額は、iPad9ですが、月額でいうと7万3,420円だったのが、ここで10に更新になりまして、7万840円という月額になりましたので、その分が下がっているという内容でございます。パソコンにつきましては、基本的にはデジタル推進課の所管になってまいりますので、申し訳ございません。私どもではそれにお答えできなくて恐縮です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 9から10に上がっているということでございました。個数の確保の問題とかもあると思いますし、必ずしも絶対に最新のものでなければならないと言うつもりも全くございませんが、いろいろ機器も新しくなっていけば、ついていけないところも出てくるでしょうし、今皆さんが使っているパソコンとの互換性等の問題もあるでしょうから、その辺も考えながらやっていっていただきたいというのと、何でこの質問をしたかということ、今タブレットもどんどん進んできて、PCを兼ねられるようなタブレットも出てきておりますので、本来であればどちらか1台で済むのであれば、削っていったほうがよろしいのかなと思うところもあるんですけども、その辺の考えがあるかどうかだけ最後に確認をさせていただきます。

【小泉委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長（兼）寒川文書館長】 すみません。ご意見ありがとうございます。当然今おっしゃったように、いろいろな機器が進んでいる中で、我々が事務を進める上で性能とか、能力がかぶってきている部分というのもいろいろあるのかなと思います。それは現状進化という部分に我々の事務を当てはめて比較して、検討がなかなかでき切っていないところも正直あるのかなと思いますので、それにつきましては、今後システムの担当と情報共有しながら、より効果的な機器を運用していくことに努めて、考えてまいりたいと思います。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 私は、11ページの基幹統計調査なんですけど、今回も国勢調査があることで、これだけ予算が国からの交付金ということになりますけど、各調査に関してどの程度の人数を確保していくのか、各調査の予定の人数が分かればお知らせください。

【小泉委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長（兼）寒川文書館長】 国勢調査についてのご質問になりますが、今回の予算要求上の数値につきましては、統計調査の指導員の方は、一応41名を想定した予算要求になっています。また、調査員については236名を想定した予算要求となっています。実際に令和2年度前回の調査のときに、決算的な数字になってしまうんですが、指導員は39名、調査員は200名で最終的な予算執行はしたという状況はございます。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 国勢調査に関しては、前回よりも人員も増やすということで、備考欄の説明でもいろんな調査の規模も大きくなるということで、多分調査内容が増えるのかなと考えられるわけなんですけど、それで、先ほど聞こうと思って、国勢調査じゃなくて、学校基本調査とか、そういうところの人数ももし分かればお願いします。ほかの調査に関しての。

【小泉委員長】 三澤主査。

【三澤主査】 ほかの調査の点について、学校基本調査、国勢調査、来年度に関しましては、国勢調査以外は基本的には職員対応しておりますので、新たに調査員等を雇う予定はございません。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、文書事務経費でお伺いしたいと思います。まず、文書事務というのは、役場内の公務員として非常に重要な部分だと思っています。そういった中で総務課が主体となって文書事務の研修は行っていますでしょうか。

【小泉委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長（兼）寒川文書館長】 庶務会議という形で、毎年必要に応じてにはなりますけれども、その都度変更になったこととか、新たな庶務的なことというのは、会議で行っているんですが、文

書に特化した内容というのは近年はできかねているところがございます。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 多分新採用職員の研修では、まず最初に文書の研修というのをやと思います。それで今我々は予算の資料を見せていただいているんですが、課によって書き方が結構違っている、書き方というか、丸だったり、点だったり、文書の初めにつくところ、そういったところも庁内については統一したほうがいいと思っています。ただ、町民に対するいろいろなアピールする文書については、いろいろと工夫をしてもらって、特色を出してもいいとは思いますが、庁内については統一を図った中で文字の大きさ、①じゃなくて(1)という形で文書の作成要領という多分規定があると思いますので、そちらをきちっとやっていただけたらなと思います。これは4年間委員をやって感じた部分ですので、これは要望ですので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長（兼）寒川文書館長】 ありがとうございます。基本的には寒川町には公用文に関する規定があって、その中で公用文としての基本的なルールというのは定められているんですが、それが近年ワープロからパソコンになって、いろんな性能が出てくる中で、言い方はよろしくないかもしれないんですが、都合のいいものを使ってしまうという部分が正直あるのは、否めないかなとは思っています。ただし、委員が言われたように、基本で押さえるべきところは押さえるべきところとしてきちんと我々は持っていかなければいけないので、ご意見を参考にさせていただいて、今後何らかの対応というのは考えていきたいなと思います。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 ここで言うのがどうか分からないんですけども、町の11月にいつもやる式典があると思うんですけども、それについてはここでもよろしいでしょうか。令和2年にコロナが発生したときに80周年だった気がするんですけども、今回その5年後ということで、あまり5年刻みはないんですけども、町制施行85周年ではないかなと思っているんですけども、町長の施政方針にも、今までの予算の中でも全く触れていないので、恐らく何もないのかなと思うんですけども、85周年だったとしたら、冠事業というのはないのかなという質問をしたかったんですけども、多分85周年で合っていたような気もするんですけど、いかがでしょうか。

【小泉委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長（兼）寒川文書館長】 恐れ入ります。私どもで所管するのは町表彰式ということになりまして、周年記念の事業については、企画部門での対応になろうかと思っておりますので、そのようなすみ分けになっております。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【小泉委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部総務課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、総務部人事課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋部長。

【三橋総務部長】 それでは、引き続き、人事課分の審査をお願いいたします。説明につきましては青木課長より、質疑につきましては出席職員で対応いたします。よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、総務部人事課所管の令和7年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております予算書及び予算の概要、またタブレットのファイル番号070人事課にございます予算特別委員会説明（参考）資料を基にご説明させていただきます。

最初に、タブレット資料の11分の2ページをご覧ください。令和7年度予算人件費概要でございます。この一覧表は、各会計別に議会議員の皆様や職員の種類ごとの人件費を取りまとめたもので、会計年度任用職員分は含んでおりません。左側の表側になりますけれども、こちらは各会計と職の種類、表頭が人数及び支出項目となっております。また、表中の上段が令和7年度の当初予算額で、中段が令和6年度の当初予算額、下段が対前年度伸び率となっております。令和7年度の一般会計と各特別会計を合計した人件費の総額は、表の一番下の合計欄になります。その右端の上段の数字になりますが、33億1,019万1,000円でございます。前年比で1億7,828万1,000円の増、率にしまして5.69%の増となっております。増となった主な要因は、令和6年の人事院勧告に基づいた給与改定を実施したことによるものや令和7年度国勢調査の実施に伴う非常勤特別職の委嘱人数の増加によるものでございます。

続きまして、タブレット資料は11分の3ページをご覧ください。会計年度任用職員の人件費概要でございます。左側表側の会計年度任用職員の合計欄の右端上段が全会計の合計となりますが、令和7年度の総額は4億5,601万1,000円、前年比で7,521万円の増、率にしまして19.75%の増となっております。増となった要因は、正職員同様令和6年の人事院勧告に基づいた給与改定を実施したことによるものでございます。これにより職員等と会計年度任用職員を合計した人件費の総額は、表の最下段になります総合計の右端上段に記載の37億6,620万2,000円で、前年比で2億5,349万1,000円の増、率にして7.22%の増となっております。

また、タブレット資料11分の4ページでは、会計年度任用職員の5年間の当初予算ベースによる予算額の推移を取りまとめておりますので、後ほど参考にご覧いただければと存じます。

続きまして、事業費別歳出歳入予算の概要についてご説明いたします。タブレット資料は11分の5ページをご覧ください。最初に職員給与費でございますが、こちらは特別職2名と一般職員90名分の給料、職員手当等及び共済費でございまして、充当している特定財源については、記載のとおりでございます。増となった要因は、備考欄に記載のとおりとなっております。

続きまして、タブレット資料は11分の6ページをお開きいただき、人事管理経費でございます。最初に報酬は、公務災害補償等認定委員会及び特別職報酬等審議会の委員報酬と職員の育児休業や療養休暇

等に伴い人事課で雇用する16名分の会計年度任用職員の報酬でございます。前年との比較で増となった理由につきましては、備考欄増減理由等に記載のとおりでございます。次の職員手当等は、職員に対する災害対応の時間外勤務手当や会計年度任用職員に対する期末勤勉手当でございます。予算額の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。次の共済費は、地方公務員災害補償基金負担金と会計年度任用職員の社会保険料、次の災害補償費は、議会議員その他の非常勤職員の公務災害に対する療養補償費及び見舞金でございます。次の旅費は、職員の普通旅費と会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。次の需用費消耗品は、職員用事務用品のほか昨今の酷暑期間における現場対応職員の安全を確保する観点から、被服費において購入いたします空調服に装着しますファン及びバッテリー、ファンセットになりますが、の購入費でございます。次の被服費は、職員用作業服及び空調服の購入費、医薬材料費は、職員用の常備薬の購入費でございます。次の委託料は、ペーパーレス化や事務の効率化を目的に令和4年度から導入しております庶務事務システムの運用サポート業務委託料でございます。最後の負担金、補助及び交付金は、神奈川県人事委員会に委託している公平委員会の事務負担金と非常勤職員等分の公務災害補償負担金でございます。また、当事業への特定財源の充当は、下の表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料は11分の7ページをお開きいただきまして、職員力向上事業費でございます。この事業は、職員が高い志を持って創造性と生産性の高い仕事を行うことを目的に、組織マネジメントを強化するとともに、職員採用や研修、人事評価等の諸制度の充実を図り、職員一人一人の役割や資質に応じた人材育成を行っていくものでございます。最初に、旅費は、宿泊型の職員研修実施に伴う随員職員の普通旅費及び研修受講者の特別旅費でございます。次の役務費は、通信運搬費となりますが、人事評価システムの利用料でございます。次の委託料は、職員研修に係るものと採用試験に係るものの2本でございます。予算額の内訳は、備考欄に記載のとおりとなります。次の使用料及び賃借料についても、宿泊型研修の実施に伴う会場の借上料でございます。次の負担金、補助及び交付金は、職員のキャリアアップ支援や職員一人一人のスキルアップによる生産性向上と組織力強化、人材確保と離職抑制を目的といたしました新たな取組、職員に対する資格取得助成制度の展開に伴うもの及び町職員表彰規則に基づく表彰受賞者に対する記念品となりますが、この記念品については、これまでは町商品券としておりましたが、令和7年度から行政ポイントを活用することとし、地域通貨のさむかわPayにより記念品贈呈を行うこととしたものでございまして、その予算額の内訳は、職員の資格取得制度助成金が50万円、記念品が6万円でございます。なお、1行目の節になりますが、報償費の本年度予算額ゼロについては、ただいまご説明いたしました記念品の変更に伴いまして、報償費から負担金、補助及び交付金に予算計上科目を振り替えたことによるものでございます。また、当事業への特定財源の充当は、下の表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料は11分の8ページをお開きいただき、職員健康管理経費でございます。最初に報酬は、職員等の健康相談や健康指導をお願いしております産業医への報酬、次の委託料は、職員の健康管理を目的とした職員健康診断業務に係るものでございまして、定期健康診断及びそれに伴う再検査費用とストレス診断、メンタルチェックになりますけれども、委託料の2本でございます。予算額の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料は11分の9ページをお開きいただき、職員福利厚生経費でございます。委託料は、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健と元気回復等厚生を実施する団体寒川町職員福利厚生会への委託料でございます。

続きまして、タブレット資料は11分の10ページをお開きいただき、職員研修経費でございます。最初の旅費は、職員の普通旅費及び神奈川県市町村研修センターをはじめとする各種研修に参加する職員への特別旅費でございます。次の委託料は、令和7年度の研修計画に基づく管理職と監督者それぞれの階層別研修の委託料でございます。主にマネージメント関連の研修を予定しております。次の負担金、補助及び交付金は、神奈川県市町村振興協会研修センターに対する負担金のほか市町村アカデミーや自治大学校、日本経営協会等が主催する研修の受講負担金でございます。また、当事業への特定財源の充当は、下の表に記載のとおりでございます。

最後となりますが、タブレット資料は11分の11ページをお開きください。歳入の一般財源振替分でございます。諸収入その他については、職員向けの遺族共済年金補完事業に係る事務手数料等でございます。

以上で、総務部人事課所管の令和7年度歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお伺いしたいと思います。11分の7ページの職員の資格取得制度助成金は、これまでうちの会派としてもずっと言い続けてまいりました。今回入ったことはすごくよかったかなと思いますけれども、この辺の詳細、例えば今年度は50万円という金額が示されていますけれども、上限があるのか、人数があるのか、もう少し詳細を、もし決まっていればお知らせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 それでは、職員の資格取得制度について、詳細をご説明させていただきます。今回のこちらの取得制度につきましては、職員の資質の向上及び公務の質の向上に役立てることを目的に始めさせていただきます。概要といたしましては、職員支援に学ぶ意欲を可視化するものとして職員の資格取得に対する支援を行います。対象となる資格を取得した職員に対し、資格取得を要した経費の一部を助成するという形になります。対象職員といたしましては、正規職員となります。対象の資格としましては、国家資格及び公的資格のうち町が指定したもの一応60資格を予定しております。そのほかに町長が定めるものとして、公務上必要であるという資格であれば、それも認めていくような形を考えています。助成額といたしましては、10万円を上限としております。まず、5万円まで経費がかかった場合については全額助成という形です。5万円を超えた場合については、5万円プラス超えた額の2分の1という形で考えております。予算額としては50万円、一応想定数といたしましては、10万円の申請が2件というのと、5万円の申請が6件計8名、初年度でもありますので、一応検討しているところでございます。こちらについては、対象経費といたしましては、受験料だとか、登録料、あとは講習料、講座費用、あと書籍等のテキスト料、そういったものを対象経費として考えております。申請につきまして

は、1年度につき1人の職員につき1回まで検討しているところになっています。

詳細については以上となります。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。10万円を上限としてというところだと思います。今回令和7年度に関しては8名を想定しているということが分かりました。今専門性を問われる職が多い中で、一般職で入ってこられた職員でも、やっていく中で、自分はこれがもしかしたら適任の仕事というか、合っているかなという中でそれをレベルアップしていきたい、そういったところがある職員にとっては、こういう制度があることで、また入ってくる方も、この制度があることで、より応募が増えていくのかなというので、いいことかなと思います。ただ一方で、今まで懸念していたこととして、個人取得になりますので、基本個人の財産になっていくわけですが、それを町のために、町民のために発揮していただくんですけれども、懸念の1つに、すぐ辞められてしまうと、どうなのかなという部分もあったかと思えますけれども、その辺の規定というか、取ったらこうだよ、ああだよとかという、その辺の要綱というか、規定というか、そういったものはこれからつくっていくのか、既に想定としてあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 青木課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。太田委員におっしゃっていただいたとおり、その懸念というのは、これまで過去ずっとあったことなんですよ。ただ、今回この制度を入れようとした背景というのは、当然ながら行政ニーズの多様化、複雑化に対応していくための職員の資質を上げていかなきゃいけないというところ、あとは現状の寒川町的能力開発の機会として、今各種研修制度がありますが、あくまでも受動的な能力開発機会が主であって、能動的な能力開発の機会を促す取組というのがなかったというような背景がまずあります。また、今の世代の方の価値観の変化が大きな要因となっております。今は職場環境の改善が、2019年、働き方改革関連法の施行から5年が経過しまして、ある種日本全体で見ると、どの職場も労働環境というものはよくなってきている、ホワイト化しているという状況があるものの、一向に若い人の離職が減っていかない、それはなぜなのかというところでいきますと、不満から不安にどんどん変わっていつているんじゃないかと捉えております。また、職業生活における選択機会、転職が今当たり前のようにになっているという背景もありますので、若い人からすると、どの職場だったらい、どの会社に行っても、自分が通用する人間になっていかなきゃいけないという思いがあるんだろうという仮説の中で、職場の中で自分のスキルアップを図っていける制度、自分のキャリアアップに対する支援を組織がしてくれるという温かい組織づくりというところをメインに出しながらつくってまいりました。ちょっと戻りますが、その懸念というのは、これまでもあった話なんですけれども、導入されている他自治体なんかの話も聞いてみますと、その懸念は当然ながらあって、ただ、そこで決定するに当たって、それはそれでいいんだと、もし辞めるなら辞めてくれと、それぐらい太っ腹なのがこの町の、この自治体の魅力だと、要は懸念を魅力に変えていくという考え方の下やってまいりましたので、ただ、そうはいいいながら、今年度8名の想定でスタートしますが、スタートしていったときに明らかにすぐ辞めていつちゃうみたいな状況が見受けられるようであれば、抑止力というのはつくっていかなくちゃいけないと思っていますので、まずは初年度ということでスタートしていきたいと思っ

ています。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 今、課長から、すぐ辞めてもいいんだという言い方はあれですけども、それは町民のみならず、ほかに行ったとしても、その人がその地域でその技能というか、それをしっかりと発揮してくれればという太っ腹な部分が、今まで懸念していたものが大きく転換したのかなという中で、令和7年度こういった形で事業化されたのは、すごくいいことかなと思います。なので、例えば自分のうちのことであれですけど、例えばうちの子どもが研修で何年間かその会社を離れる、そういったときに5年以内に辞めたら何100万円という保証金というか、損害金というか、それを払ってくださいと一筆書かされたことがあったんですね。なので、そういったことは今のところ考えずに、しっかりと資格を取得していただいて、今のところ町のために自分の向上していきたいものを身につけて、さらに町民の福祉向上に努めていきたいんだという認識の下で、特に規制をかけるとかという部分はないという理解でよろしいでしょうか。

【小泉委員長】 青木課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、現段階ではそのような認識でスタートしたいと思っています。

先日もこの4月に入庁する14名の職員の説明会をやったところですが、その中の質問でも、資格取得に対する支援とか助成とかがあるんですかという質問があったり、面接をしている中でもそういったご質問を受ける機会が多くなっておりますので、そういった意味では本当にそっちに価値観がシフトしている、重視されているのかなと感じておりますので、まるきり懸念がないかと言われれば、そんなことありませんが、まずはスタートを切ることが大事かなと思ひまして、この制度をスタートしていきたいと思っております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 いろいろあるんだけど、よろしく願ひします。特に11分の7ページがメインになってくると思うんです。今、太田委員も言ひましたけれども、いわゆる資格取得制度もそうなんですけれども、まずそもそも、今回聞いていて採用を新卒、それから中途、今は新卒といいつつ、通年採用みたいな形になっていると思うんですけども、それに対するアプローチのためのお金というのは、使っているのか、ごめんなさい。よく聞こえなかったんですけど、採用広告みたいところで、どのくらい使っているのかなというのが見えなかったのと、この春は14人だと言うんですけども、じゃ、何人今度は目指すのかというところ、それが1点目。それとこの町の人事というか、育成はジェネラリストを育てていくのか、スペシャリストを育てていくのか、もちろんある程度の年数がたったところで、その道をそれぞれ双方見極めてスペシャリスト、ジェネラリストを育てていくのか、その辺はどうなっているのかというのを教えていただきたいなということです。それから一番気になっているのは、実は人事の評価制度がどうなっているかということで、何となく聞いたところによると、上司の方と面談して、こうや

って目標設定して、行ったか、行かないかと、なるほどな、それはいいなと思うんですけど、間違っていたらごめんなさい。よく360度、サブロク評価というのがあって、上司と、それから上司だけじゃなくて部下も含めて、それから実は取引先というか、関係者、いわゆるステークホルダーから評価を聞いたりして、それがどうなのかというのをやったりするところがあるんですね。有名なところだと、ゴールドマンサックスなんかはそういうやり方をしているらしいんですけども、サブロクのやり方、360度でその人を見ていくというやり方をしていかないと、多分辞めるときに禍根を残すと思います、正直なところ。そうならないように、日々、自分に何が足りないんだというのが分かるような評価システムを、これからはこういう官公庁も導入していくべきだと思うんですけども、それについてはどのようにお考えか、それから4点目が、新卒採用とか中途採用に関わってくるかもしれないんですけども、この間日本経済新聞の電子版で、各自治体に奨学金がありますよね。大学や専門学校に行くのに奨学金を払って、その奨学金の返済に結構苦しんでいる人たちがいるので、その人たちの奨学金を全部払って、例えば年18万円とか、20万円とか、払ってあげるから、その代わりにここにおいでよとか、採用の売りにするというようなことは考えたことはあるのかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 青木課長。

【青木人事課長】 それでは、順次ご回答させていただきます。まず1点目の採用に向けて例えば広告等のお金が予算の中に入っているのかというご質問にお答えいたします。この予算の中には採用等の広告というのは入っておりません。今採用は今年度からまず新たな取組としては、採用のスケジュールを民間と合わせました。これまでは秋頃からのスタートということで採用試験を行っていましたが、2023年大学生活動実態調査の結果から、大学4年生の7月末時点の内定保有率は83.9%というデータ結果があることから、これらを踏まえまして、優秀な人材を確保していきたいということもありましたので、民間並みに合わせまして、我々は今年度の採用試験から7月末には合格発表ができるような形で現在進めている取組を行いました。また、高校3年生限定試験というものを実施いたしました。これまで高校3年生は、いわゆる初級試験ということで受験をしていただいておりますが、初級試験の中には専門学校生も入っておりますので、年齢でいくと21歳までの人と同じ試験を受けていかなきゃいけないというところになりました。また、専門学校も、我々の受験生もそうなんですが、公務員を志望する専門学校に行かれている方が結構います。そういう意味ではそれを、お互いという言い方が正しいかどうか分かりませんが、早めにというところで、そういった専門学校を志望している方も高校3年生限定でありますから、どうでしょうかというような県内の各高校、今年度で14校ありましたが、直接進路指導の先生とお会いしまして、直接お伺いして周知活動する取組をしております。なので、特に広告ですか、お金をかける採用活動というのは、現在のところしていないというところでございます。

続いて、2点目の育成、スペシャリストかジェネラリストかというお話でございましたけれども、現段階でどちらを目指すかは、正直はっきりしていないところでありますが、両方必要だと思いますので、横手委員がおっしゃったとおり、数年後一定程度たったときに、そこで道を選択できるような制度はつくっていく必要はあるのではないかと考えておりますし、庁内でもそういった議論になることがございます。

それと3点目の評価制度ですね。人事評価制度に関しましては、現在3つの視点から評価を実施して

おります。1点目は、能力、意識、行動評価、これが1点目。2点目が、実績評価、3点目が、重点目標、個人と所属長で重点目標を立てて、その達成度がどうだったのか、この3つの視点から評価を実施しております。半期ごとにやっているんですけども、半期ごとに当然自分の上司と面接をして、フィードバックを受け、そして評価の点数に落としていくというやり方をしておりますので、委員おっしゃるとおり、360度評価は、現在取り入れておりません。ただ、社会の潮流も含めて見れば、納得性、公平性から見れば、360度もそうですし、上司は部下からの評価を受けるということもあると思います。そういったところは今後やっていかなければいけないことなのかとは思っておりますが、現段階では人材育成方針、要は人事評価の核となる、軸となる人材育成基本方針の策定を現在進めているところでございますので、まずはそれをしっかり決めた上で、どんな人材に寒川町の職員として育てていかなきゃいけないのか、評価すべきポイントはどこなのかというのをはっきりさせた上で適正な人事評価をまず運用していく、それに主眼を置いて進めていきたいと考えております。

それとあと最後になります。採用の関係で、奨学金の返済に関する助成を売りとして受験生を獲得してはどうかというお話でございますが、こちらについては、現在やっておりませんが、県内の他自治体でもやっているところはあるのは承知しております。こちらについては、地方創生、人口確保策の1つとして、こういったものはどうだろうかというような話合いは、これまでしてきている状況はございます。ただ、それはあくまでも人口確保という観点で話をしておりましたので、我々採用側の受験者の獲得のために奨学金の補助をしていこうという話はしていないというのが実態でございます。

以上でございます。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 ありがとうございます。大体答えが出たかなと思ってしまして、採用広告は分かりました。でも、だったら何らかの話題づくりになるような施策はやるべきだなと思います。それは申し訳ないけども、フリースで有名になったU社は、新卒で30万円ですよ。それを考えると、こっちに来なくなると思いますよ。だから、マネーなのか、それとも何かのシステムなのか分かりませんが、何らかの形で話題になって、ここに来ることの意味、その後ももちろん重要なんですけども、話題づくりで、ここ、いいじゃんと思わせるようなものは必要だと思います。話題づくりになるような採用の仕方、広告はやらないなら、そういう形で、今日はパブリシティばかり言っていますけど、パブリシティになるようなネタもつくっていくべきじゃないかなと思います。それは意見として受け取ってもらえればと思います。

それから、スペシャリスト、ジェネラリストについて、ありがとうございます。どこかでそういう制度をしっかりとつくっていくべきだなと思っています。民間でももちろんありますし、そういうのも。なので、何でもできなきゃ駄目と、ジェネラリストばかりつくっても、何ですの、スペシャリストもつくっていくような仕組み、スペシャリストが多分生きてくる時代が来ると思いますので、そういう育成のシステムをつくっていただきたいと思います。なので、これも答えはいいです。

それから360度の評価については、ありがとうございます。リバーズメンターの話をあえてしていただきましたが、上司を評価するとか、上司に対して様々な意見をしていくというようなやり方の話もしていただきましたけども、どうしても正直なところ、一番は公平なのかどうかというのが、どうしても

分らないんですよね。この場合は、目標達成といっても、例えば売上げがあれば、あいつはやたらやさぐれているけど、売上げは上げているから、それは評価の対象になるよねというものがないじゃないですか、こういう業界は。だから例えばこんな言い方は失礼ですけど、好き嫌いとか、そういうので割といっちゃうような形だと、すごく残念な結果になっちゃうなと思います。そうならないようにしていただきたいので、こういう評価システムも今後入れていって、もっと幅を持たせるのと希望を、さっき言っていましたよね。希望を持たせると、希望を持たせるのは、もっとそういうところにもあるんじゃないかなと思いましたので、これもぜひ考えていただきたいなと思います。

それから、奨学金はぜひ、さっきの話題づくりじゃないんですけど、のうちの1つとして考えていただければと思います。とにかくすごく一生懸命やっていたら、すごくいい人事システムをつくり上げようと努力されているのは十分に分かるので、来期もしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。回答は結構でございます。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 私から1点というか、まず会計年度任用職員についてなんですけど、これに関して以前総務常任委員会で、今3年ごとの契約更新が、たしか撤廃されたのかなと思いますけど、これに関して改めて今現在どういう状況なのかというのをお聞きします。あとそれと、会計年度任用職員ということで、どうしても時間を限定したり、様々な条件があると思うんですけど、これに関して正規の職員との給料の差、報酬の格差というのはどうなっているのかというのをお聞きします。

それとあと資格取得制度なんですけど、先ほど説明では60資格ほどあるということなんですけど、もし分かれば主な資格はどういうものがあるのかというのをお聞きします。

【小泉委員長】 赤崎主査。

【赤崎主査】 では、ただいまの会計年度任用職員についてのご質問にお答えさせていただきます。会計年度任用職員の再度の任用の分か思います。これまで最高2回で計3年再度の任用、能力実証によって再度の任用ができるというような制度になってございましたが、委員がおっしゃるとおり、今年度通知が出まして、この辺りを撤廃するというようなお話になっております。寒川町におきましても、これにのっとり、現時点では再度の任用の上限をなくした形で能力実証によって任用を行っていくというような形でやってございます。

次に、正職員と会計年度任用職員の報酬の格差でございますが、こちらにつきましては、会計年度任用職員の給料表は、正職員の給料の一部を使っておりますので、そういった意味では正職員と会計年度任用職員の給料の差はないのかなと感じてございます。もちろん一部を見ておりますので、上の級の職員とは大きな差がありますけれども、そういった意味では正職員とは同じような条件、同一労働同一賃金という形でやっている状況でございます。

以上でございます。

【小泉委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 それでは、資格取得制度の主な対象としている資格についてご説明させていただきます。まず国家資格の主なものとしたしましては、土木系の職員ですと、例えば測量士だとか、土木施

工管理技師、こういったものだとか、あと建築士とか、その他の職員でいうと、例えば中小企業診断士、あと社会保険労務士、公認心理士、防災上でいうと、気象予報士だとか、あと防災士、防災士は民間資格ですね。国家資格はそんなもの。あと民間資格としましては、簿記だとか、自治体法務検定だとか、こういったものを対象とします。こちらの60種類については、各課に調査依頼をかけまして、各課で業務遂行上必要となる資格というものを調査した上で、今回60資格を設定したところでございます。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず会計年度任用職員に関してですけど、正規の職員とは格差はほとんどない、自給換算すると格差がないのかなと、問題は働く日数、時間とか、そういうことでもらえる給料に差が出てくるのかなというところは分かりました。あと、資格取得制度なのですが、一般的に民間企業でも使われている資格を役場でも使える資格を採用していくということで、分かりました。これに関してはしっかりと、先ほど言いましたけど、総合職もあるし、専門職というところでは、しっかりと専門の資格を取ってもらって、特にここ最近専門職というのはどんどん減っているところがあると思うので、そういうところをしっかりと指導というか、やっていただきたいと思いますので、これは意見として。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 2点だけ質問させてください。職員力向上事業で、先ほど諸委員の皆様質問していただいたので、大体内容としては確認ができたところなんですけれども、1つのところだけに集中してしまうと、本当はこちらも取ってほしいのにというところがあってしまうかなと思うので、そういったバランスを考えているのかという点が1点と、あともう一つは、非常に言いづらいというか、突っ込みづらいところではあるんですけど、給与の1点目の職員給与費で、特別職の報酬審議会は、どのような形になっているのかお尋ねします。前回がいつ開かれたのかと、次に開く予定があるのか。といいますのは、令和6年度人事院勧告があった関係で、近隣が開いておるような状況がございまして、上げる、上げないは置いておいて、民主主義国家的に民衆の議決によって給与は適当だと決められるべきだと思いますから、その辺をどのように考えているのかお尋ねします。

【小泉委員長】 青木課長。

【青木人事課長】 では、まず1点目の資格取得のバランスですね。確かに委員おっしゃるとおり、1つの資格に集中してバランスが悪くなるということも当然考えられるところではあるかなと改めて認識はしたところでございます。遠藤から答弁させていただいたとおり、各部から第2次実施計画の遂行を見据えて有効な資格はどれなんだろうということで集めて、バランスよくある程度取り入れてきたつもりでおりますし、各課に人数も多少ばらつきはあるものの、100人と2人ではありませんから、そういう意味では結果的にバランスがとれていけばいいなと正直思っておりますけれども、先ほどとかぶりますが、1年目だということもありますので、その辺はまずやってみて、そういう状況があるのであれば、その辺りの手当もしっかり考えていかなければいけないかなと思っております。

【小泉委員長】 三橋部長。

【三橋総務部長】 では、報酬審議会についてのお尋ねがございました。報酬審議会は、過去の実績を見ますと、直近で平成27年ということでございます。確かにしばらく開催していません。開催につきましては、この機を見まして開催に向けて開催することについての検討をよくしたいと思いますが、委員がおっしゃったとおり、上げる、上げないは別として、開催すべきものは開催すべきだと思いますので、よく検討したいと思います。よろしくお願いします。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。1点目の職員力向上の件は、受ける人が増えてくれる分には本当に素晴らしいことだと思いますし、初めてのことで、偏ってしまったからといって、文句を言うつもりはございませんので、まずは受けてくれる人がたくさん増えればよいなと思っています。今いる人だからできるけどというところが聞こえてくるところもなきにしもあらずなので、できればこの人がいなくなっちゃったら、できなくなっちゃうんだというのがないように、バランスを見ていっていただければと思います。2点目の報酬審議会の件、これもいろんなところから突っ込まれたところがございますので、私もなかなか言いづらかったんですけども、我々にも関係することですので、言わなくちゃいけないかなと思いますが、機を見てやるには令和6年人事院勧告はいい機だったように思いますから、適切な根拠があるときに適切にやっちゃったほうがよろしいのかなと思いますので、提言させていただいた次第です。意見というか、私の思いですので、特に回答は求めません。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 先ほどご説明の中で、令和7年度の新採用職員が14名というお話がありました。それでは、その14名の職種についてお伺いしたいんですが。

【小泉委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 今回の職種の人数なんですが、まず技術職の電気が1名、保健師が3名、あと福祉職が1名、あと事務職が9名になります。

以上となります。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 今、保健師が3名ということで、非常に驚きました。本当によかったなと思います。それで、今会議において定数増の議案が提出されています。そういった中でその定数については限度の人数だと部長からご説明がありましたが、実際上は現状の事務作業をこなすために、これだけの人数が必要であるという数字だと自分は思っています。そういった計算をされていますので、そういった中でこの14名だと達していないというところがありますので、7年度の途中で中途採用というか、そういった試験をやるような計画というのもお持ちでしょうか。

【小泉委員長】 青木課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。山上委員、本当に実態としてはおっしゃるとおりです。で、何とか14名を確保しましたが、ここ数年退職者分は割と採用でカバーできている実態はあるんですが、育児休業をはじめ休業者の分がどうしても不足するという状況でございますので、それは例年同じような数字で推移しているという状況もございますから、そういった意味では今年度も10月採用になる

かと思われますけれども、行って、ある程度通年採用というような形で頑張って確保していくしかないのかなと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 では、廣田副委員長。

【廣田副委員長】 何点かあったんですけども、いろいろご質問いただいている中で、私からは1点、11分の8なんですけども、産業医さんに関してです。産業医さんの日常的な役割というのと、例えば病気休職というのが少なくないというのは伺っておるところですので、事前の対策というのを産業医さんを通して何かやられているのかという点についてお伺いします。

【小泉委員長】 青木課長。

【青木人事課長】 産業医に関するご質問でございます。まず、産業医の職務では、まず事業所実施の健康診断結果や人間ドックの結果を踏まえた面接指導と、それと休職者の状況把握や復職に向けた助言指導、それから作業場等の巡視が位置づけられているところでございます。休職者の状況把握と復職に向けた助言指導でのご質問かなと思っておりますが、我々としても、メンタルでの例えば休職者が出そうだという情報が当然分かるときもあれば、分からないときもあります。事前に情報を入手したときには、我々も事務職でございますので、まず専門の先生だったり、医療につないでいくということも必要でしょうし、それを考えます。なので、まだ本人が休むまで行かないけれども、休みに入りそうだなというようなところでコミュニケーションがとれるのであれば、しっかりと産業医さんに我々人事課とその職員と3者で面談をさせていただいて、助言、アドバイスをいただいているという状況はございます。また、休んだ後復職のときに関しても、休んでいる方の主治医の先生はオーケーを出していますと、本人も大丈夫ですと言っていますという中でも、必ず最後に産業医の先生と3者面談をした上で確認をとってから復職しているという状況はございますので、そういった意味では、休職に関する産業医さんとの連携というのはしっかりと取っているつもりでございます。

以上でございます。

【小泉委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部人事課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、総務部財産管理課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 では、引き続きよろしくお願いいたします。これより財産管理課の予算の審査をお願いいたします。説明につきましては杉崎財産管理課長から、質疑につきましては出席職員で対応いたします。よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 それでは、総務部財産管理課所管の令和7年度当初予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明いたします。ファイルは、080の財産管理課となります。なお、財産管理課につきましては、組織見直しに伴い、庁舎管理、公用車管理及び公共施設再編計画に基づく庁舎の対策実施費用の予算が、総務部総務課庁舎管理担当へ変更となり、それ以外の部分が新設となる企画部資産経営課の予算となります。よろしくお願いいたします。

予算書は46、47ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費です。タブレット資料は11分の2ページをご覧ください。資産経営事務経費のうち資産経営課で所管する予算であり、町有財産を良好な状態に保ち、効率的に運用管理するものです。報酬は、指定管理者選定委員会の外部委員への報酬、旅費は、指定管理者選定委員会外部委員及び職員の旅費、役務費は、公有財産を売却するための手数料及び町有財産のうち資産経営課所管分の総合賠償補償保険料となります。また、その他主な予算の増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりで、下表のとおり、当経費の財源は、全て一般財源となります。

11分の3ページをご覧ください。庁舎等維持管理経費は、次年度より総務課にて所管する予算で、庁舎建物及び設備等を良好な状態に保ち、町民の利用の便に供しつつ、公務を円滑に遂行するために庁舎等を維持管理するための経費です。需用費消耗品費は、庁舎維持管理に係るトイレトーパーや清掃用ゴミ袋、LED蛍光灯などの購入費、燃料費は、庁舎維持管理用及び自家発電用の軽油など、光熱水費は、電気、ガス及び上下水道使用料で、電気代については、かながわ再エネ共同オークションによる電気契約で、ゼロカーボンに向けた取組を進めるものとなっております。修繕料は、庁舎の機械設備等の急修修繕、役務費は、電話代及び簡易専用水道検査手数料、委託料は、庁舎維持管理及び電源設備の保守点検などの委託料、使用料及び賃借料は、テレビの受信料、空調機及び庁舎直流電源装置更新リース料、工事請負費は、庁舎のトイレ改修及び電算室のシャッター改修を行うものです。トイレ改修につきましては、令和6年度の本庁舎西側トイレに続き、令和7年度は本庁舎の東側別館分庁舎のトイレ改修を行い、庁舎利用者の利便性向上と職員の質の環境改善を進めます。電算室シャッターについては、防火用のシャッターの改修で、消防設備点検において要改善の指摘を受けたことから改修を行うものとなっております。原材料費は、常温アスファルト合材の購入、備品購入費は、草刈り機の購入、負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎市危険物安全協会への年会費、またその他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄の記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。当経費の特定財源ですが、①の県支出金、県大気汚染常時監視測定網交付金と歳入番号②諸収入広告掲載料、③下水道事業負担金、④の自動販売機と電気使用料までの4つについては、庁舎維持管理のための需用費光熱水費、役務費、通信運搬費の電話料金、委託料の庁舎維持管理委託料に充てております。歳入番号⑤の諸収入町民センター電気使用料から⑧町民センター分管理委託時間外負担金までの4つについては、本来町民センターの指定管理者が直接支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分であるため一括して町が支出し、実費相当分を指定管理者から町へお支払いいただくものとなっております。充当先は需用費光熱水費、委託料庁舎維持管理委託料へ充てております。歳入番号⑨諸収入広告付案内地図電気使用料は、本庁舎1階ロビーの広告付案内地図板の電気使用料をいただくもので、需用費光熱水費へ充てております。歳入番号⑩庁舎等維持管理事業債は、

庁舎トイレ改修事業へ充当するものです。

11分の4ページをご覧ください。庁用自動車管理経費ですが、庁用自動車を整備管理し、安全運転確保を図るとともに、公務の円滑化を図るための経費です。需用費消耗品費は、公用車に係る洗車用具など、燃料費は、公用車の燃料代、修繕料は、車検及び定期点検整備代など、役務費は、車検時の印紙代及び自賠責保険料など、使用料及び賃借料は、各課から依頼のあった有料道路通行料及びマイクロバスなどの借上料、議長車及びワゴン車のリース料、備品購入費は、E Vの原動機付自転車2台、町長車及び議長車、軽トラック1台及び共用車1台を購入するもので、共用車については、電気自動車購入を予定しております。なお、令和6年度末時点における財産管理課で管理しております公用車は、専用車が2台、共用車が16台の合計18台となります。負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金及び法定講習負担金、公課費は、車検に伴う自動車重量税です。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄の記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。当経費の特定財源ですが、①公有財産売却収入は、公用車更新に伴い古い車両を売却するもので、備品購入費へ充当、歳入番号②広告掲載料120万4,000円のうち9万6,000円を修繕料に充てております。歳入番号③下水道事業負担金340万9,000円のうち1万9,000円については、法定講習等への負担金、補助及び交付金へ充当しております。

次に、タブレット資料は11分の5ページをご覧ください。建築営繕事務経費は、企画部資産経営課の予算となり、営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に実施するための事務経費です。旅費は、職員の普通旅費、需用費消耗品費は、建築工事設計に係る参考図書代など、使用料及び賃借料は、建築工事設計のための営繕積算システム使用料、負担金、補助及び交付金は、令和7年度より前段の使用料及び賃借料での支出に変更したため皆減となっております。主な予算の増減理由につきましては、備考欄の記載のとおりで、当経費は全て一般財源となっております。

次に、11分の6ページをご覧ください。公共施設再編計画進行管理経費ですが、寒川町公共施設等総合管理計画に基づき、その実行プランとなる公共施設再編計画の進行管理を行うための経費です。報酬は、P F I等選定委員会委員への報酬で、現時点で委員会開催予定がないため皆減となっています。報償費は、公共施設再編計画進行管理委員会委員の謝礼、旅費は、職員の普通旅費です。主な増減理由は備考欄記載とおりで、当経費は全て一般財源となっています。

11分の7ページをご覧ください。次に、公共施設再編計画実施事業費は、総務課所管の予算となり、このたび改定した公共施設再編計画に基づき役場庁舎に対する対策実施費用で、令和7年度は、電話設備、全熱交換機、庁舎L E Dに対する実施事項の3点を予定しております。委託料は、電話交換機をはじめとする電話設備更新工事及び空調に関する全熱交換機修繕工事に対する設計費で、令和7年度に設計し、令和8年度に工事を実施したいと考えております。工事請負費は、庁舎内で使用している蛍光灯をL E D化していくもので、蛍光灯が製造と輸出入禁止となることから対策を進めるものです。なお、執務スペース内はL E D化が完了しておりますが、今回は誘導灯や通路照明などを交換していくものとなっております。また、当事業費は、令和7年度組織見直しに伴い皆増となっております。

続いて、下表をご覧ください。当事業費の財源ですが、歳入番号①公共施設再編整備基金繰入金2億

9,372万6,000円のうち1,562万9,000円を電話設備更新設計と電熱交換機系統空調機修繕工事の委託料、LED化工事請負費に充当します。歳入番号②公共施設再編計画実施事業債1,200万円は、LED化工事請負費に充当します。

次に、タブレット資料は11分の8ページをご覧ください。資産経営事務経費のうち総務課庁舎管理担当の所管となる予算で、町有財産を良好な状態に保ち、効率的に運用管理するものです。具体的には役務費、総務課が管理します庁舎等の建物保険料と公用車の保険料になります。当経費は全て一般財源となります。

タブレット11分の9ページをご覧ください。公共施設再編整備基金積立金ですが、令和5年9月会議において議決いただきました寒川町公共施設再編整備基金条例に基づき、公共施設の再編整備改修等の財源に充てるため、公共施設再編計画計上をしている事業費の一般財源所要額を積み立てるものです。現時点では利子のみの積立てを予定しております。

次に、タブレットは11分の10ページをご覧ください。歳入、一般財源ほかの概要となります。予算書20、21ページの行政財産使用料9万2,000円のうち総務課所管分の7万1,000円は、庁舎敷地内におけるATMや自動販売機など行政財産の目的外使用に係る使用料収入です。

次の予算書30、31ページの土地賃貸料474万6,000円は、寒川小学校南側に隣接する駐車場及び町内3保育園の敷地を運営法人である社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会に貸すことで得る賃貸料収入で、資産経営課の歳入となるものです。その下の公有財産売払収入については、不要となる公有財産の売払収入1万1,000円で、総務課の歳入となるものです。

次に、予算書32、33ページの公共施設再編整備基金繰入金は、令和7年度から11年度までの再編計画実施事業費の一般財源所要額に対し、基金を取り崩し充当するものです。令和7年度の再編計画実施事業費町債償還元金及び償還利子に充当するものは、これまでに積み立てた額から2億9,372万6,000円を繰り入れ、備考欄記載のとおり、電話設備更新工事設計委託料ほか32事業へ充当します。

恐れ入りますが、ここで11分の11ページの別掲1をご覧ください。当課で繰り入れます2億9,372万6,000円を、ここに記載の各事業への充当を予定しております。なお、公債費以外の充当先各事業につきましては、先ほど総務課分についてご説明しましたように、それぞれ各課の歳出予算として計上されているものとなります。ここに記載しておりますもののうち公債費以外の各充当先事業については、それぞれの課の歳出予算にて計上されているものとなっております。

恐れ入ります。11分の10ページにお戻りいただきまして、下のほうにあります予算書34、35ページの線下保証料500万円です。電気事業者から線下保証をいただくものであり、令和7年度分から3か年分が一括して保証される収入でございます。

以上で、総務部財産管理課が所管する予算となりまして、来年度からは総務部総務課庁舎管理担当と企画部資産経営課の令和7年度当初予算の説明となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 2点か、もしかしたら3点になるかもしれないんですが、まず1点目が、11分の4ペ

ージの備品購入費の公用車購入、リース車両から買取りに伴う増ということと、これは町長車と議長車のことなのか、あと今年度軽トラと共用車を購入する、これは全て入ったものなのかお伺いします。そしてその説明の後に、令和6年度末に専用の車が2台と普通の共用車が16台で計18台と言われましたけれども、今度リースを購入に変えて、令和7年度はどう変わっていくのかお聞かせいただけますでしょうか。リースをしている車をそのまま買い取るのか、新しいものを購入するのも含めてお伺いいたします。

それから、11分の7で、電話設備の更新工事、これは代表のあそこの部分を交換していくのか、それとも今直接担当課につながっていく方式に変えているところもあると思うんですけど、その辺の工事内容をお聞かせいただけますでしょうか。その2点です。

【小泉委員長】 杉崎課長。

【杉崎財産管理課長】 まず公用車ですが、新たに購入するものになります。購入費は全て新しいものを購入いたします。それからリースから買取りへの変更ということですが、委員ご指摘のとおり、新たにこれまでリースであったものを購入に切り替えていくものになります。10数年前になるかと思いますが、緊急財政対策のとき乗用車タイプにつきましては、リースといった方針を掲げていましたが、リースをここでしばらく続けていましたところ、結局再リースを繰り返していくと、トータルコストが高くなっていくことになりますので、ここで新規の購入という形に、乗用車タイプも購入に切り替えていくという形になります。それから購入する車の内容ですが、町長車、議長車、共用車、それから軽トラ各1台になります。保有台数につきましては、台数自体は18台と変わらない予定ですが、EVにつきましては、1台入れ替えて他の課にお渡しするという形になりますので、台数自体の増減はない予定となっております。それから2番目、電話交換機につきましては、1階にあります電話交換室の電話交換機そのものの改修も含めて今のところは検討しておりますが、昨今例えば課に直通の電話もありますし、ほかの自治体によりますと、PHSとか携帯も入ってきていますので、どのような方式が望ましいのかというのは、詳細は詰めながら設計委託していきたいと考えておりますが、何分今の機械自体が庁舎を建ててから変わっていないものになりますので、止まった途端にオペレーションが止まってしまいますので、予防保全のためにということで再編計画に計上しまして対策を打っていくものとなります。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。昨年の予算のときにも共用車と町長車がいろいろあったかなと思って、リースだと安価に見えるけれども、購入したほうが長い目で見たときにいいんじゃないかという総括もやらせていただいたかなと記憶をしているので、その辺も含めて今回リースから購入にして、しっかりメンテナンスをしながら使っていくのかなとは思いましたので、それについては分かりました。そして台数に変更はないということで、承知しました。庁用車に関しては特に次の答弁は結構です。

あと交換室の電話は、今直接ダイヤルのところもありますし、時代とともにつながっていく、電話をかけていくやり方が、今、課長がおっしゃったように、変わってきているので、ということは、その辺も含めて検討しながら7、8で交換をしていくという捉え方でよろしいのでしょうか。

【小泉委員長】 杉崎課長。

【杉崎財産管理課長】 電話交換機修繕に関しましては、具体的にどのような形が、8年度に工事を実施したいと考えていますので、8年度にやる工事、要はどういう姿にするのかというのを検討しながら7年度に設計を行いたいと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお伺いします。まず、3ページで、トイレの改修工事というのがありますが、これに関して分庁舎とか本庁舎の東側の話がありましたけど、町民センターのトイレ改修というのは今後予定が入っているのかどうか、利用者の方から和式じゃつらいということを聞いているので、その計画がもし分かればお願いします。あとそれと今回光熱水費でかなり増減がありますけど、実績の増ということですけど、これに関して電気代高騰というのがあると思うんですけど、節電対策は何か考えているのか、あとそれとLEDの蛍光灯の工事ということですけど、前はたしかリース契約でやっていたんじゃないかなと思うんですけど、今回これを買取りというのは、町として工事をしてやっていくのかというところに関して、同じく7ページに庁舎のLED化工事ということでありますけど、これも全部リースじゃなくて完全に町の資産として計上していくのかというところをお聞きします。

【小泉委員長】 杉崎課長。

【杉崎財産管理課長】 1点目のトイレ改修の町民センター改修ですね。教育財産になりますので、当課では把握しておりません。それから2点目の光熱水費です。確かに増額しております。これは高騰に伴う部分で実績に基づいて計算すると、昨年度よりも増額という形になります。節電対策といいますと、微々たるものかもしれませんが、昼休み中使っていないところの電気を消すだとか、そういった形で、少ないものかもしれませんが、節電対策を行っているという状況です。3点目のLEDですね。確かに委員ご指摘のとおり、当初10年ほど前、執務室に関しては場所が多いので、リース契約を行っております。現在はリースが切れまして、こちらに譲渡して町のものとなっております。今回行うリースに関しましては、先ほど申し上げたとおり、誘導灯ですとか、通路の照明という小さいものになりますけど、これはむしろリースというよりも完全に町の財産として工事を行っていこうと思っております。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。リース契約が終了したということで、たしか10何年前の話でしたから、ちょうど私が議員になった頃の話だったなと思っています。それで、昨今買取りのほうが経費的には安くなるのかなと思います。あと節電効果なんですけど、誘導灯とかは通路で工事をやるわけですけど、節電ということは、消したりつけたりもありますけど、これに関して提案としては、人感センサーをつけて、人が通ると明るくなるとか、そういうものも節電効果になるのかなと思っていますけど、それについてそういう対応ができるのかどうかお聞きします。

以上です。

【小泉委員長】 杉崎課長。

【杉崎財産管理課長】 LED化の部分ですね。誘導灯になりますと、常につけておかないといけな
いものですので、ここは常時つけることになるのかなと思います。人感センサー付となりますと、既存
の回線を直す必要が出てくる可能性がありますので、例えば次の庁舎の改修工事などがある場合は、そ
ういったことも考えてもいいのかなとは思っておりますが、現在では予定はしておりません。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【小泉委員長】 では、廣田副委員長。

【廣田副委員長】 1点、令和7年度の歳入予算の概要で、土地・建物貸付収入とあるんですけども、
この算出の仕方についてお伺いします。

【小泉委員長】 杉崎課長。

【杉崎財産管理課長】 算出方法につきましては、固定資産税の課税標準額を用いております。簡単
に言いますと、町が借地をしている場合、固定資産税相当分を計算してお支払いしますが、その逆のパ
ターンですね。同じ形で算出した金額を町も頂くような形になっております。

以上です。

【小泉委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部財産管理課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、総務部税務収納課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋部長。

【三橋総務部長】 それでは、総務部最後になります。税務収納課の予算の審査をお願いいたします。
大平税務収納課長からご説明させていただきまして、質疑については出席職員で対応いたします。よろ
しくお願いいたします。

【小泉委員長】 大平税務収納課長。

【大平税務収納課長】 それでは、税務収納課所管の令和7年度歳出予算につきましてご説明させて
いただきます。

予算書は54、55ページの徴税费でございますが、内容につきましては、予算特別委員会説明（参考）
資料によりまして順次ご説明いたします。

タブレット資料の2ページをお開きください。職員給与費は、当課の一般職18人分の給料、職員手当
等共済費でございます。こちらにつきましては、特定財源が2つございます。1つ目は、下段の表の歳
入番号①、予算書は22から23ページ、税務証明手数料等で、こちらは課税証明や納税証明など税に関す
る証明書等の発行手数料でございます。2つ目は、歳入番号②、予算書は30から31ページ、県民税徴収
事務委託金で、こちらは個人住民税と個人県民税を併せて徴収していることに対して、国が定める単価
により県から交付される委託金でございます。職員給与費には、この2つの財源を合わせて7,230万円

を充当しており、残りの額は一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページ、賦課徴収事務経費でございます。こちらは町税の賦課及び徴収事務全般に係る経費でございます。旅費は、会議や研修など職員の出張に伴います普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、各種の申告や徴収に使用いたします封筒や様式類、賦課資料整理用のファイルやバインダー、原付用のナンバープレート、参考図書類など賦課徴収事務を遂行するに当たっての事務用品等を購入いたします。なお、増減理由は備考欄記載のとおりでございます。印刷製本費は、納税通知書や封筒、督促状など賦課徴収に関する各種印刷物の作成費用でございます。次に、役務費です。こちらは納税通知書や申告書、督促状、催告書などの郵送料と地方税共通納税システムの利用料、金融機関の口座振替事務取扱手数料、財産調査照会システム利用料などでございます。なお、増減理由は備考欄記載のとおりでございます。次の委託料ですが、町県民税、軽自動車税種別割及び固定資産税の納税通知書封入処理委託、町県民税や固定資産税の賦課業務に係る資料整備委託、コンビニの収納代行委託、基幹システムなどの改修に係る委託等の費用でございます。当課で予定しております委託案件は12件ございまして、数が多いため内訳を備考欄に記載させていただきました。このうち新規の案件は2つございまして、いずれも令和8年度から運用開始のシステム標準化に対応するためのシステム改修業務委託で、個人住民税賦課作業システムと家屋評価システムの改修でございます。そのほか前年より大きく増加となった委託料が2つございまして、1つ目が、土地評価基礎資料整備業務委託料で、3年に一度の評価替えの基準年度が令和9年度となっており、基準年度前3年間に基礎資料の作成及び調査を行うのですが、令和7年度は令和6年度から実施していた項目にプラスして街路条件調査や路線の敷設見直しを行うため増額の予算となっております。2つ目は、固定資産税標準宅地鑑定業務委託料で、令和6年度から継続して実施する時点修正作業に加え、3年に一度の本鑑定作業があり、町内に150地点ある標準宅地の令和8年1月1日時点の鑑定評価書の作成を不動産鑑定士に委託するため増額の予算となっております。なお、前年に比べ予算額が増額となった理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、使用料及び賃借料です。滞納整理管理システムや所得税申告書等のデータを税務署と送受信するための国税連携システム、町県民税及び固定資産税の賦課計算に必要となるシステムの借上料、確定申告相談の予約受付システムの使用料でございます。次に、負担金、補助及び交付金でございます。内訳ですが、一番大きいものが地方税共同機構負担金です。国税の申告書データをはじめ地方税の賦課に関する様々な申告、届出のデータを電子でやり取りするため、全ての地方団体をオンラインで結ぶネットワークシステムを管理運用しております団体への負担金でございます。そのほかに神奈川県町村税務協議会負担金、資産税評価システム研究センター負担金、共同収納手数料負担金、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金、確定申告書共同発送負担金がございます。いずれも当課の賦課及び徴収事務を遂行するために必要となるものでございます。昨年より増額となった理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

最後に、償還金利息及び割引料です。修正申告等によって年度を遡って税金を還付することになった場合の過誤納還付金と遡及して還付する際の日数等に応じて定められた率により算出された金額を加算して支払うための過誤納還付加算金を計上しております。なお、賦課徴収事務経費につきましては、全

て一般財源でございます。

以上で歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入1款町税の説明をいたします。予算書は2ページの第1表歳入歳出予算の町税の部分、8、9ページの歳入歳出予算事項別明細書の町税の部分、16ページ、17ページの町税の各税目、22、23ページの総務手数料、30、31ページの総務費委託金、32、33ページの延滞金でございます。

それでは、予算書は16、17ページ、タブレット資料につきましては、4、5ページをご覧ください。初めに、町民税の個人でございます。現年課税分の均等割は7,100万円で、人口推計や近年の総人口に対する納税義務者の割合等を基に算出した結果、昨年度より200万円の増加といたしました。次に、所得割ですが、賃上げやそれにより押し上げられたボーナスの増加等により課税所得の上昇傾向が見込まれるとともに、令和6年度の定額減税の影響がなくなることから、前年度より1億6,180万円増の26億3,180万円としております。

次に、滞納繰越分につきましては、2,140万円で、実績等を考慮し前年度より130万円の減としております。なお、滞納繰越分につきましては、今後も納期内納付の勧奨と公平、公正な徴収に努めてまいります。

以上、町民税の個人は、合計で27億2,420万円となり、前年度より1億6,250万円の増額、6.34%の増となっております。

次に、町民税の法人でございます。タブレット資料7ページから9ページも併せてご覧ください。現年課税分の均等割は、1億5,100万円で、令和7年度の法人数は1,178社で、前年より7社増えておりますが、法人の区分ごとに均等割を積算したところ前年度より100万円の増額といたしました。法人税割は、4億5,500万円で、町内法人へのアンケート調査結果などを踏まえた企業収益の動向などから、前年度より4,500万円の増額といたしました。法人税割の業種別の概要でございますが、タブレット資料8ページでございますように、卸売小売業、金融保険業、不動産業、電気、ガス、水道業を減額と見込んでおり、製造業、運輸通信業、建設業、サービス業が増額になると見込んでございます。

タブレット資料の4ページにお戻りください。町民税法人の滞納繰越分につきましては、30万円で、前年度と同額としております。以上、町民税の法人は、合計で6億630万円となり、前年度より4,600万円の増額、8.21%の増となっております。また、個人と法人を合わせた町民税全体では33億3,050万円となり、前年度より2億850万円の増額、6.68%の増となっております。

次に、固定資産税でございます。現年課税分の土地は20億8,200万円で、地目の変更や宅地の組み方が変わっていたことなどを反映させたことに伴い、前年度より200万円の増額といたしました。家屋は、14億7,700万円で、令和6年の新築増築家屋等の見込件数と滅失家屋の見込件数などを考慮し、前年度より8,700万円の増額といたしました。償却資産は、10億7,400万円で、規模の大きな法人へのアンケート結果において、設備投資を行う事業所があったことや決算の状況などを踏まえ、前年度比で7,400万円の増額といたしました。なお、滞納繰越分につきましては、1,050万円で実績等を考慮し、前年度より130万円の増としております。

次に、国有資産等所在市町村交付金は、タブレット資料11ページに記載しております神奈川県から関東財務局まで各団体が町内に所有している土地・家屋・償却資産について固定資産税に代わるものとし

て交付するものでございまして、各団体からの通知に基づいて1億4,910万円としており、償却資産の減価により前年度より10万円の減額となっております。以上、固定資産税全体では47億9,260万円となり、前年度より1億6,420万円の増額、3.55%の増となっております。

次に、軽自動車税でございまして。環境性能割は1,400万円で、過去の実績等から対象となる登録台数が伸びていることを勘案し、前年度より400万円の増額、40%の増といたしました。次の種別割につきましては、タブレット資料10ページを併せてご覧ください。種別割の現年課税分は、1億1,210万円で、原動機付自転車や小型特殊自動車において減額が見込まれますが、軽自動車や2輪の小型自動車において増額が見込まれることから、前年度より131万円の増額、1.2%の増といたしました。なお、滞納繰越分につきましては40万円で、実績等を考慮し前年度より10万円の減としております。以上、軽自動車税全体では1億2,650万円となり、前年度より520万円の増額、4.29%増となっております。次に、町たばこ税でございまして。町たばこ税は、4億円で、過去の実績から課税本数の極端な落ち込みがないことや令和6年度の決算見込額を参考に、前年度より2,000万円の増額、5.26%の増といたしました。次に、都市計画税でございまして。土地は3億4,520万円で、前年度より20万円の増額、0.06%の増、家屋は1億9,780万円で、前年度より1,180万円の増額、6.34%の増といたしました。なお、増額の理由は、固定資産税の土地・家屋と同様でございまして。また、滞納繰越分につきましては、110万円で、実績等を考慮し、前年度より10万円の増としております。以上、都市計画税全体では5億4,410万円となり、前年度より1,210万円の増額、2.27%の増となっております。

各税目につきましては以上でございまして。

続きまして、その他の歳入科目をご説明いたします。予算書は22、23ページの総務手数料、26、27ページの総務費委託金、この2つにつきましては、歳出職員給与費の特定財源としてご説明いたしましたとおりでございまして。

最後に、予算書32、33ページ中段に記載しております諸収入延滞金の町税滞納延滞金でございまして、こちらは前年度と同額の400万円を計上いたしました。

それでは、予算書のページを戻らせていただきまして、恐れ入りますが、2ページをお開きください。1款の町税でございまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び都市計画税まで町税全体を合わせた予算額を91億9,370万円といたしました。

続きまして、予算書の8、9ページをお開きください。予算事項別明細書の最上段の町税ですが、前年度当初予算額と比較いたしまして4億1,000万円の増額、4.67ポイントの増となっており、構成比では、町税の一般会計の歳入総額に占める割合は、46.81%で、前年度に比べ3.04ポイントの減となっております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑がある方は挙手にてお願いいたします。

山上委員。

【山上委員】 ご説明ありがとうございました。歳入の関係でお伺いしたいんですが、滞納繰越分ということで、3,370万円、全部計算しましたら全体でありました。こちらはぜひとも不納欠損にならない

いようにしてもらいたいのが1つ、それであと例えば臨戸徴収をして、臨戸徴収の強化週間とか月間とか、そういったものというのは設定されていますでしょうか。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平税務収納課長】 2点あったかと思いますが、まず不納欠損にならないようにというのは、こちらとしても理解は当然しておりまして、収納担当で日々毎日納税者との折衝なり交渉というものは行っているところでございます。それから臨戸徴収の強化週間ということですが、臨戸徴収については、今コロナの時期も多少まだ残っているということもありまして、こちらから滞納者のお宅にお伺いしてというようなことは現在はやっていないところなんですけど、その代わりに、先ほど申し上げたように、電話なりお手紙を出すことによつての徴収の強化については、強化週間というようなものも設けながら取り組んでいるところでございます。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけ。11分の2ページで、職員の給料、職員手当共済費は、結構ほかのところは軒並み人事院勧告の影響で金額が伸びていたような気がするんですけども、税務収納課は、職員18人分の人件費の中で相当マイナスになっているんですけども、これは職員の数が前年度よりも減って18なのか、それとも次の令和7年度に配置される職員の等級というんですかね。あれが変わつての減額なのか、その辺をお知らせいただけますか。

【小泉委員長】 大平課長。

【大平税務収納課長】 今の委員のご質問なんですけど、人数については変わっていないと思います。ですので、これは私どもが算出した数字ではないんですけども、職員の入替え等によってこのような形で7年度の予算は組まれているということでご理解いただければと思います。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 私のほうでは滞納に関して質問させていただきます。滞納繰越ということで、かなりの金額が出るわけですけど、電話をかけたり、いろいろ調査はされているということですけど、滞納される方にも様々な事情があると思います。それに関して、どうしても経済的な状況とか、今はどうしても物価とか、いろいろ大変な時代でもありますけど、そういうところに関して、大変な人に関して福祉につなげるとか、そういう相談を受けた場合、しっかりやっているのかどうか、その点についてお聞きします。

【小泉委員長】 瀬戸副主幹。

【瀬戸副主幹】 相談をする際には、まずご本人の収入を細かく聞いて、それから何の支出があるのかというのを詳しく聞かせていただいています。それでも赤字が見えるようでしたら、福祉の関係に回すという形で連携は取れております。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 それにしっかりと対応していただきたいと思いますので、これは要望としてお願いします。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【小泉委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部税務収納課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、町民部町民協働課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 皆様、こんにちは。これより町民部が所管いたします3課の令和7年度予算の審査をお願いいたします。最初に町民協働課となります。説明につきましては芝崎町民協働課長より、また質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 芝崎町民協働課長。

【芝崎町民協働課長】 それでは、町民部町民協働課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

タブレット資料の2ページをご覧ください。自治会活動支援事業費につきましては、町内の各自治会及び自治会長連絡協議会の活動を支援し、地域住民自治を推進するための経費でございます。役務費は、地域集会所12か所の建物に対する保険料、委託料は、地域集会所の管理運営に対する指定管理委託料となります。使用料及び賃借料は、地域集会所用地の借上料と地域集会所へ設置しているAEDの機械器具借上料でございます。負担金、補助及び交付金は、町内22自治会の活動を支援するための自治会活動交付金、自治会長連絡協議会補助金、自治会長連絡協議会視察研修参加負担金及び集会所運営費交付金です。

なお、本事業費は、全て一般財源となります。

続いて、タブレット資料の3ページ、協働推進事業費でございます。こちらは自治基本条例を周知啓発するための経費で、自治基本条例の附属機関であるまちづくり推進会議の運営、開催に係る経費やみんなの協働事業提案制度に係る経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬でございます。職員手当等は、地域担当職員として各自治会の定例会に参加した際の時間外勤務手当について計上したものです。報償費は、みんなの協働事業提案制度に係る協働事業選考委員会の委員謝礼と職員向け共同研修の講師謝礼でございます。旅費は、まちづくり推進会議委員の会議出席の費用弁償と職員の普通旅費でございます。役務費は、住民活動補償制度の保険料で、過去の実績に伴い算出しております。委託料は、庁内の各課等で開催しております審議会等の会議録作成について委託するための費用でございます。令和7年度は議事録自動作成ツールを併用し委託によるもと大差がないようでありましたら、議事録自動作成ツールに移行してまいりたいと考えております。負担金、補助及び交付金は、ボランティア団体意見交換会の開催を実施することから、交換会参加者へ行政ポイントの付与を行うものです。

交換会の目的としましては、ボランティア団体の現状を把握するとともに、団体同士が互いに協力し合い、また新たな取組につながるようなものにしていきたいと考えております。なお、みんなの協働事業提案制度につきましては、今年度申請がありませんでしたので、予算の計上はありません。

資料4ページ、最後になりますが、歳入予算を説明いたします。使用料及び手数料行政財産使用料は、一之宮地域集会所敷地内の自動販売機に係る使用料と一之宮筒井地域集会所に設置されている電柱の使用料でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 1点お伺いします。3ページで、負担金、補助及び交付金で、今回行政ポイントを使うということで減額になっているということですが、昨年度は5万円が今回2,000円ということですが、これに関してはどういう内容でこうなったのかお伺いします。

【小泉委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 まず、昨年度の5万円につきましては、みんなの協働事業提案制度のスタートについて5万円計上させていただきましたが、今年度は申請がございませんので、計上がありません。2,000円につきましては、行政ポイントの部分となりまして、ボランティア団体の意見交換会に1人100ポイント計20名の予算として2,000円を計上させていただいております。

以上となります。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお伺いしたいと思います。4分の3ページで、令和7年度はみんなの協働事業提案制度の応募がなく、1件も採用がないということでした。その分負担金、補助及び交付金が減額にはなっているんですけれども、報償費で講師謝礼及び委員謝礼が増額になっていると思うんですけれども、これは連動しているものではなくて、違う講師なんですか。

【小泉委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 説明で言葉が足りなくて申し訳ございませんでした。報償費の中に今回ボランティア団体の意見交換会ということで載せておりまして、そちらにファシリテーターといたしまして、その分を3万円予算計上させていただいております。すみません。説明が漏れてしまいまして。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。3万円ということは、2回やるという認識で6万円増えているんですけれども、2回やるということでしょうか。

【小泉委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 一応想定としましては、2名の方を想定しておりまして、それで6万円となっております。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

それでは、吉田委員。

【吉田委員】 1点だけ。4分の2ページ、自治会活動支援事業費でございます。負担金、補助及び交付金でございます。自治会活動交付金の件でございますが、今年度の予算計上に当たって何か意見があったのかという点と、この使用先ですね。交付した先、12自治会に交付した先の使われ方というか、バランスみたいなものは追っているのでしょうか。報告をいただけているのでしょうかというところを確認しておきます。

【小泉委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 まず、交付金についてなんですけれども、交付金につきましては、それぞれ行政協力事業という点では、行政から自治会にお願いしている分としての交付と、そして防災活動に対する交付と、自治会情報発信に対する交付というように、それぞれ項目に応じて交付をしております。最終的には収支報告書を頂いております。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 各自治会によってはアンバランスが生じてしまっている可能性があるということでしょうか。充当先の金額は違いがある可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

【小泉委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 行政協力事業につきましては、一律同じ金額となっております。12万円という交付額が行政から自治会へ依頼する形の金額となりまして、もう一つ地域美化活動の協力につきましては、加入世帯数を掛けたものとなります。また、防災活動事業費につきましても、加入世帯数を掛けたものとなりますので、加入世帯数によって交付する金額は異なってきます。そして最後の自治会情報発信事業につきましては、一律3万円で交付しております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民協働課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【廣田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、次に、町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 引き続きまして、町民部町民安全課の令和7年度の予算の審査をお願いいたします。説明につきましては濁川町民安全課長より、また質疑につきましては出席員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 それでは、町民部町民安全課所管の令和7年度予算につきまして予算特別委員会説明（参考）資料により説明をさせていただきます。また、町民安全課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はありませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。タブレット資料の2ページをご覧ください。防災対策事務経費でございます。この経費は防災対策事務に要する経費となっております。旅費は、職員の普通旅費、需用費消耗品費は、プリンター用カートリッジ等の購入、印刷製本費は、さむかわ安全・安心フェアのポスター、チラシの印刷費、光熱水費は、倉見の防災倉庫の電気料、役務費通信運搬は、災害用携帯電話の通話料、保険料は、倉見防災倉庫などの保険料、委託料は、台風や豪雨時の迅速かつ的確な防災配備体制や避難判断への活用、また町民の皆様への気象情報等のコンテンツサービスを行います水防対策支援サービス委託料、負担金、補助及び交付金は、災害時など県と市町村との円滑な連絡体制の構築から運用しております神奈川県防災行政通信網県防災協会及び県治水砂防協会の負担金となっております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、本経費に対する財源は、全て一般財源となっております。

3ページをご覧ください。防災対策事業費でございます。この事業は、住民の防災意識の向上、また災害時への備えなど防災力強化を図るための事業費となっております。報酬は、寒川町防災会議、寒川町国民保護協議会及び寒川町地震災害警戒本部の委員報酬、報償費は、防災講演会の講師謝礼、需用費消耗品費は、各避難所等に備えるためのアルファ化米、レトルトパン、クッキー、液体ミルク、おむつなどの防災用備蓄品、医薬材料費は、災害時の医療救護所用医薬品の購入、役務費手数料は、ドローン登録手数料等、保険料は、ドローンの損害保険料、委託料は、町内に4基設置しております飲料水兼用耐震性貯水槽維持管理及び清掃委託料、原材料費は、土のう用の川砂の購入、備品購入費は、各避難所等に備えるためのポータブル蓄電池、避難所用ワンタッチパーティション等の防災資機材の購入、負担金、補助及び交付金は、集中豪雨等による浸水被害軽減から止水板の設置者に対し補助を交付するものとなっております。また、ドローンの操作研修負担金、県防災センター見学者に対する行政ポイントの負担金となっております。令和7年度は、昨年度（6年度）に引き続き、さむかわ安全・安心フェアを開催し、住民が参加、体験することにより、より一層自助力の向上を図るとともに、予算計上はありませんが、新規事業といたしましてデジタル避難訓練を実施する予定となっております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、下段の特定財源は、記載のとおりとなっております。

4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費でございます。この経費は、防災行政用無線の整備及び維持管理に係る経費となっております。報償費は、町内に防災行政用無線の子局51局を設置しているうちの民地をお借りしている19局分の地権者に対する謝礼、需用費光熱水費は、子局51局の電気料、役務費通信運搬費は、MC A無線機の通信料及び防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の回線使用料、委託料は、固定系、移動系の防災行政用無線の保守点検委託料、負担金、補助及び交付金は、防災行政用無線及びMC A無線に係る電波利用料負担金となっております。また主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、本経費に対する財源は、全て一般財源となっております。

5 ページをご覧ください。自主防災活動事業費でございます。この事業は、共助の中心である自主防災組織における防災資機材の充実及び地域防災力を高めるための事業費となっております。負担金、補助及び交付金は、自主防災組織が災害時に効果的な活動ができるよう、防災訓練の実施、避難生活、救護等の必要な災害への備えから資機材等の充実を図るための補助金となっております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、下段の特定財源は、記載のとおりとなっております。

6 ページをご覧ください。自転車駐車場維持管理等経費でございます。この経費は、宮山、倉見駅の自転車等駐車場の用地確保及び維持管理並びに寒川駅自転車等駐車場の経費となっております。需用費消耗品費は、自転車駐車場用地借上げの賃貸借契約書に添付する印紙代、委託料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場の整備などの委託料、使用料及び賃借料は、宮山駅及び倉見駅自転車等駐車場用地の土地の借上料、負担金、補助及び交付金は、平成29年度より供用開始いたしました寒川駅自転車等駐車場施設の建設負担金で、公益財団法人自転車駐車場整備センターとの協定書に基づくものとなっております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

本経費に対する財源は、全て一般財源となっております。

7 ページをご覧ください。交通安全活動事業費でございます。この事業は、交通指導員を中心とした交通安全活動及び交通安全の意識高揚を図るための事業費でございます。報償費は、交通指導員16名分の謝礼、需用費消耗品費は、新入学児童用の黄色い帽子などの購入、被服費は、交通指導員の制服などの購入、役務費保険料は、交通指導員の活動保険料、負担金、補助及び交付金は、交通事故防止や交通安全に対する様々な活動啓発を行っている寒川町交通安全対策協議会及び一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金、令和5年度から実施している自転車用ヘルメット購入費事業につきましては、行政ポイントとして付与する負担金となっております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、下段の特定財源は、記載のとおりとなっております。

8 ページをご覧ください。放置自転車対策事業費でございます。寒川町自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置自転車対策推進のための事業費となっております。需用費消耗品費は、放置自転車等保管用地借上げの賃貸借契約書に添付する印紙代、役務費保険料は、放置自転車等保管場所における盗難等に対する賠償責任保険の保険料、委託料は、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域内のパトロールや放置車両への警告札の添付といった自転車放置防止のための指導啓発業務、放置された自転車等の撤去運搬業務、放置自転車等保管場所における整理などの管理業務に係る委託料、使用料及び賃借料は、寒川広域リサイクルセンター北側に設置している自転車等保管場所の土地の借上料となっております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、下段の特定財源は、記載のとおりとなっております。

9 ページをご覧ください。防犯対策推進事業費でございます。町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを推進するための事業費となっております。報酬、職員手当等共済費は、防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名の計3名分の人件費となっております。旅費は、会計年度任用職員の通勤手当、需用費消耗品費は、新入学児童用の防犯ブザー購入、光熱水費は、町内全域の防犯灯及び一之宮分

庁舎等の電気料並びに上下水道使用料、役務費通信運搬費は、一之宮分庁舎の電話料等、保険料は、一之宮分庁舎の建物災害共済の分担金、委託料は、一之宮分庁舎の清掃等委託料、使用料及び賃借料は、防犯灯のリース料で、令和6年9月に10年間のリース契約を締結し、リース料はLED灯本体のリース料のほか附帯サービスとして灯具の維持管理及び修繕、システム更新費用等が含まれております。工事請負費は、防犯灯の新設工事費で、本年度も地域の防犯灯新設要望や設置要綱に基づき安全で安心して暮らせるまちづくりの実現が推進できるよう、設置数を41灯予定しております。負担金、補助及び交付金は、暴力団の追放に向けた活動を推進する茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会の負担金、犯罪のない社会づくりに向け防犯思想の普及高揚に関する活動を行う茅ヶ崎・寒川防犯協会への補助金となっております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、下段の特定財源は、記載のとおりとなっております。

10ページをご覧ください。安全対策事務経費でございます。この経費は、交通安全や防犯の各協議会や研修に参加するための経費となっております。旅費は、職員の普通旅費となっております。また、主な内容につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、本経費に対する財源は、全て一般財源となっております。

11ページをご覧ください。消防体制充実事業費でございます。この事業は、茅ヶ崎市と寒川町との消防業務の経費に関する協定に基づく事業費などとなっております。委託料は、協定に基づき人件費等相当分及び常備消防費に係る経費を負担するものとなっております。使用料及び賃借料は、消防広域化前に町で長期契約した消防庁舎の空調設備変電発電設備の借上料となっており、借上期間終了後は茅ヶ崎消防本部の管理となります。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっておりますが、委託料において、人件費、緊急通信指令システム整備及び宮山出張所に配備する消防ポンプ自動車の購入があるため前年度と比較すると2億1,442万5,000円の増額となっております。

なお、下段の特定財源は、記載のとおりとなっております。

次に、12ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費であります。これは茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画に基づく消防施設の適正配置から寒川分署及び宮山出張所を整備する事業費となっております。昨年度から本格的に宮山出張所の整備を進めており、需用費消耗品費は、宮山出張所開設に伴うほうき等の購入、役務費は、寒川分署用地不動産鑑定手数料、委託料は、寒川分署用地測量分筆等業務委託料、工事請負費は、宮山出張所建設工事費、備品購入費は、宮山出張所開設に伴う筋トレ機器等の購入費となっております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっておりますが、特に宮山出張所建設工事費が増額となっております。

なお、下段の特定財源は、記載のとおりとなっております。

13ページをご覧ください。消防団充実強化事業費でございます。この事業は、消防団を運営するための安全管理体制や活動用装備、車両維持など消防団活動の充実により地域防災力の強化を図る事業費となっております。報酬は、正副団長をはじめ消防団員178名分の消防団員の年額報酬及び出動報酬、災害補償費は、消防団員の公務災害に対する補償費、報償費は、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給いたします退職報償金、旅費は、消防団員の費用弁償、普通旅費、需用費消耗品費は、消防用ホースなどの購入、燃料費は、消防団車両の燃料代、光熱水費は、消防団待機所の電気料

等、修繕料は、消防団車両の法定点検代等、被服費は、消防団員の防火衣などの購入、役務費通信運搬費は、専用回線使用料、消防団支援システム使用料、手数料は、消防団待機室の浄化槽点検手数料、消防団車両の車検用の印紙代、防災士資格取得手数料、保険料は、消防団車庫、待機室等の火災保険料及び消防団車両の任意保険料及び自賠責保険料、委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検委託料及び県操法大会出動分団健康診断委託料、使用料及び賃借料の機械器具借上料は、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの借上料となっております。備品購入費の機械器具購入費は、ガンタイプノズルの組立式水槽、分団用電動バイク等の購入、負担金、補助及び交付金は、団員への公務災害補償や退職報償金等に対する消防団員等公務災害補償等共済基金負担金や消防団運営交付金など、公課費は、消防団車両の自動車重量税となっております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、下段の特定財源も、記載のとおりとなっております。

次に、14ページをご覧ください。消防水利関係経費でございます。この経費は、公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い、災害時の消火態勢の確保を図る経費となっております。需用費消耗品費は、防火水槽等用地の借上げに伴う収入印紙代、街頭消火器の購入、役務費通信運搬費は、防火水槽等用地借上げに伴う書類送付用の切手代など、委託料は、消火栓表示ライン塗装委託料、使用料及び賃借料は、防火水槽等用地の土地の借上料、負担金、補助及び交付金は、県企業庁へ依頼しております消火栓の新設及び維持管理に伴う負担金で、県企業庁水道局に負担しております。また、主な内容及び増減理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、本経費に対する財源は、全て一般財源となっております。

次に、15ページをご覧ください。歳入の一般財源分について説明させていただきます。予算書20、21ページの行政財産使用料は、寒川駅南口自転車等駐車場内に設置しております東京電力の電柱敷地料等となっております。予算書24、25ページの行政財産使用料は、分団車庫の敷地に設置しています東京電力の電柱敷地料等となっております。また、予算書32～35ページのその他町民安全課は、消防団員福祉共済制度の雑入となっております。こちらは財政課でまとめて説明したものととなっております。

以上で、町民部町民安全課所管の令和7年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【廣田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

吉田委員。

【吉田委員】 自主防災活動費に係るのか、消防団充実強化事業費に係るのか、両方に関連するかもしれないんですが、消防団の派遣を依頼する際に、町民部を経由して消防団の派遣を依頼するような形になったかと思えますけれども、派遣された実態というか、そういったものを見込んでいるのがどちらなのかなというところなんです、ご説明をいただければと思います。

【廣田副委員長】 濁川課長。

【濁川町民安全課長】 まず、自主防災組織の訓練につきましては、22ある自主防災組織の皆さんで今年度につきましては、22回、全ての自主防災組織ではないんですけど、実施しております。そのうち

その自主防災組織で訓練の内容にもよりますが、例えば消火訓練をやりたい、例えばAEDの取扱い訓練をやりたいといった場合は、消防団の方に指導していただく関係上派遣をさせていただいて、そこで訓練等を実施していただいております。地域差がありますが、大体ではありますが、年間10回に満たないぐらいの回数で消防団の方を派遣させていただいて訓練等を実施していただいている状況でございます。

以上でございます。

【廣田副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 承知しました。消防団としても、そういったところに顔を出すことは非常に有意義なことだと思いますし、バランスのとれた派遣であっていただきたいなと思うところでございます。意見です。回答は結構です。

【廣田副委員長】 濁川課長。

【濁川町民安全課長】 今、委員ご指摘のとおり、地域差があっては寒川町全体の防災力の向上につながりませんので、自主防災組織の自治会長さんには、皆さんに訓練をやっていただいて、その訓練に基づいて補助金等を交付している関係もありますので、できるだけ訓練を実施していただいているというのが今実際です。ご指摘のとおりやっていない自主防災組織も実際ありますので、一生懸命2回も3回も年間やっているところもあります。自主防災組織の訓練と消防団というのは、密接な関係がありますので、地域防災力の要として消防団の方にはできるだけその訓練に参加していただいて、いろんなご指導等々をしていただくようにこれからもやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 まず、15分の4ページなんですけども、防災無線の件なんですけど、町民の方からよく防災行政用無線が聞こえないと一定数から聞きます。執行部にこの手の話を質問すると、聞こえるように適切に配置され、窓を開ければ聞こえるとか、聞こえなかった場合は電話ができるなどの回答がありましたけれども、防災無線に関連してなんですけど、町民ニーズのヒアリング、ここは聞こえる、ここは聞こえないというような、こうしたらいいよみたいなニーズのヒアリングをアンケートを通して定期的に行ったりしているのかというのをまずお聞かせください。それから併せて防災無線の新たな設置の検討であったり、それから設置場所の見直しなどの考えはあるのか、それから3つ目が、町民のニーズに応じて、こうしてほしい、ここに例えば置き直してほしいとか、それから新たに設けてほしいといった場合には、予算化する予定はあるのか、その3つについてお聞かせいただければと思います。

【廣田副委員長】 濁川課長。

【濁川町民安全課長】 まず、防災行政無線のご質疑でございます。ニーズ等々の調査等をかけているのかといったご質疑でございます。実際のところお声はふだんのお電話でいただく部分はございます。ただ、ニーズ調査という形で全体的な調査は行っておりません。聞こえる、聞こえないというのは人の感覚であります。季節、風向き等々によっても変化があるものなので、設置する前に音の伝達エリア、どこに設置すればどこまで届くかといった数値的なもので町内全域をカバーできるように今設置してい

る状況です。子局40局から51局に増設したときに私がちょうど担当者であったんですけど、そのときにも当然調査をかけまして、今の音の伝達の部分については調査済みでございます。ただ、ご指摘のように、一部聞きづらい、聞こえづらいエリアが田端の工業団地内にございます。そちらについては、工業協会からもご要望いただいております、そちらに子局を設置したいということで、今現在動いているところです。さらに令和8年度から、防災行政無線の全入替えをしなきゃいけない、そういう時期に来ておまして、計画的に子局の位置も含めて見直しを行っていきたいと考えております。ただ、聞こえない苦情よりも、どちらかというと、ご指摘としては、うるさいというご指摘をいただいている部分があります。ただ、命に関わる問題ですので、聞こえないと命に関わりますので、聞こえるようにまた検討していきたい、調査研究していきたいと考えております。よろしくお願いします。

【廣田副委員長】 横手委員。

【横手委員】 大変丁寧なご回答をいただいたので、これ以上何も言いませんが、とにかく命に関わる問題と今おっしゃっていただいたので、それをしっかりと認識して、この事業というか、作業をやっていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。要望で結構でございます。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 数が多いんですけど、5点ほど質問させていただきます。まず、2ページなんですけど、委託料で、金額が減っていますけど、サービス内容の精査による減ということで、これについてどのようにサービス内容を精査したのかお聞きします。あと5ページで、防災士の取得の補助があったのかなと思いますけど、これに関して何人ほどを予定しているのかお聞きします。あとそれから、7ページで、交通安全対策で自転車のヘルメットの助成ということで、昨年度の実績、もしくは今年度どの程度を見込んでいるのか、お願いします。それからあと8ページで、放置自転車なんですけど、何台ぐらい今現在年間発生しているのかお聞きします。あとそれから9ページで、防犯灯なんですけど、6年度に入替えをされたのかなと、それに対して感じたのが、明るさが防犯灯のところだけ明るくて、下があまり明るくないように感じたんですけど、それについてちゃんと足元が照らされるようになっているのかどうか確認します。

以上です。

【廣田副委員長】 濁川課長。

【濁川町民安全課長】 まず2ページの委託料でございます。こちらは業者さんに委託している内容を精査させていただいて減額しております。内容は、相模川の氾濫危険水位の情報提供といった町民サービスに直接影響のない提供の部分で、今年度もそれを我々が相談したとか、提供していただいたという実績がないもので、業者さんからいただくサービス内容を見直して減額というような形でございます。町民に対するサービスについては一切影響ないような形となっております。2点目の自主防災組織の防災士でございます。こちらにつきましましては、自主防災組織の中で防災士の資格を取りたいという方がいらっしゃるれば、全額うちで補助金を出しますといった内容となっております。これまでうちが把握している部分でございますが、4名の方が自主防災組織の中で防災士の資格を取得していますが、昨年度から消防団の方々にも防災士の資格を取得していただいて、昨年度は27名、令和7年度は20名の防災士の

資格を取っていただく予定となっております。3点目のヘルメットの実績でございます。令和6年度は2月末時点で123件、ちなみに令和5年度につきましては、366件という形で、本年度につきましては、100件10万円という形を今予定しております。放置自転車の年間の件数でございますが、これまでで105台の放置自転車の件数となっております。また、9ページの防犯灯のリースの入替えのご質疑でございます。こちらを換えて、すごく明るくなったというのは、灯具が新しくなれば、当然10年前よりも技術進化しております。また照度の広がりについてもアップしております。そこだけ明るいというようなイメージを持ってしまうんですけど、実際先ほどの聞こえる、聞こえないの話じゃないんですけど、測ったところ広がりの方が今までよりも広がっている、今までの防犯灯よりも照度の角度、広がり大きく変更されておりますので、それも人の感覚によるものなので、実際の数値は広がっているという状況となっております。

以上でございます。

【廣田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。委託料に関してなんですけど、情報提供の見直しの成果ということで、町民に対しては影響ないということで了解しました。あとそれと防災士の件も了解です。防災士の方が増えることによって、また様々な防災意識も高まるのかなと思いますので、お願いします。あとヘルメットの件も了解です。あと防犯灯に関してなんですけど、灯具でかなり明るくなっているというのは、逆にまぶしいぐらいかなというところがあるんですけど、それに関して足元を照らすために昔の防犯灯だと傘がついていたと思うんですよね、電球タイプのときだと。そうするとそういう構造的なもの、上だけ明るく感じてしまうので、そういうところも今後またいろいろなタイプがあると思うので、検討していただきたいと思います。これは要望として。

以上です。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

太田委員。

【太田委員】 何点かお伺いしたいと思います。まず、15分の3ページ、需用費で、紙おむつとか、生理用品とか、ヘルメット、防災備蓄品になるんですかね。この辺は今年度増ということで、様々な防災備蓄品を入れていただいていると思っています。そういった中で去年も今年度もそうですけども、いろんなところで災害が起きて、女性とか子どもとか、そういった方々に対する備蓄の種類がますます必要になってくる部分が増えている中で、寒川町は、ありがたいことに、災害が本当に少ないので、その辺の種類を増やしていくというのは、順を追ってやっていただいていると思いますけれども、ここに書かれている以外に何か新たに追加してあるものがあるのかどうか、など書いてあったので、もし詳しくほかにもあればお聞かせいただきたいと思います。それから同じく備品購入費で、避難所で使用する資機材、パーテーションとかに令和7年度は購入費を充てていると思います。令和6年度もテントとか、色々入れていただいて、より災害時に避難しているときの環境を整えていただいているとは思いますが、この辺で一番は、いつも私はトイレおばさんと言われますけど、トイレの課題はやっぱり命に直結してくる問題ですので、マンホールトイレも設置していただきましたけれども、昨今各自治体でトイレトレーラーの導入、かなり1台が高いですけども、こういったものの検討はされてきているのかど

うか、その辺をお伺いしたいと思います。担当課は違いますけれども、平時には河川敷で使用したりしながら、災害時にはそこにあるものを移動して避難所とかで使うとか、本当に多角的に使えるものになっているので、今国からの補助金も出ていると思いますけれども、その辺の検討があったのかどうかお伺いしたいと思います。それから、先ほど山田委員もおっしゃっていました防災士は、違った場面でも何回か私もお話しさせていただいていると思いますけれども、先ほど何件かというお話が今年度（令和7年度）に防災士の資格がありましたけれども、今まで取った方、そして令和6年度から消防団の方も取っていただいているということで、防災士の皆さんが各自主防災で取っていただいている方は、自分の自主防災組織で生かしていただいていると思うんですけれども、ほかの自治体は結構横の連携というんですかね。例えば寒川町の中で防災士の資格を取った人が、横の連携の中で寒川町の防災士がいないところに対してはどういった働きができるとか、町全体の防災士の役割は、連携してやっているんですけれども、その辺の検討とか、防災士の活用方法、町としての検討をされてきているのか、される予定があるのかお伺いしたいと思います。それから最後、15分の13ページ、消防団充実強化事業費で、消防団の皆様には日頃から町の仕事をしながら町の安心安全を守っていただいているかなと、常備消防が茅ヶ崎に移ったがゆえに消防団の町としての役割は大きいかなと思っておりますけれども、令和4年に女性防火クラブがなくなったことによって、女性の視点の防災対策というのが、目には見えませんが、減ってきているというか、欠如しているというか、そういった懸念がありますけれども、そういった課題をどう認識して、今後女性の視点の防災対策はすごく大事だと思いますけれども、令和7年度町としてどのように感じているかお聞かせいただければと思います。

以上です。

【廣田副委員長】 一島技幹。

【一島技幹】 では、幾つか、順番どおりではないですが、ご質問に答えていきたいとします。よろしくお願いします。まず、ご質問の消耗品などにはどのようなものかというご質問だったかと思います。女性とか、子どもとか、そういった対象も考えて、今液体ミルクも購入をしています。あとほかには、先ほどトイレの話もありましたけれども、トイレに必要な蓄便袋とか、そのようなものを毎年増やしていつている状況です。備蓄に関してなんですが、今までの過去の大きな災害を見直してみると、恐らくほとんどといっていいほど土日ですとか、祝日ですとか、または早朝、夜間とか、役場の閉庁している時間に大きな地震があるんですね。それは阪神・淡路から能登半島までをざっと遡った感じになるんですけど、日中の時間は東日本だけでした。そうすると、役場は公助という形での備蓄はもちろん必要で認識しておりますが、基本的には自助ということで、まず命を守っていただく、その後に小さいお子さんがいる点での備蓄をおのおの個人でもしていただきたいということは強く町側は感じているところです。ですので、物を全部そろえる、必要な物をそろえるという視点と、あとはこういう状況で役場の公助が速やかに迅速には来ない実態もある以上は、皆様方でも自助という中で、必要なものは家庭によって違いがありますので進めてくださいというようなことは本年度の取組、いろんな防災活動の中でも折に触れ申し上げてきたことですので、それも引き続きやっていきたいとします。トイレトレーラーの件です。トイレは、私も非常に重要だと思っていて、発災してから6時間以内におおよそ7割の人は大体トイレに行きたくなるというようなデータも出ています。そうすると食べ物を入れる、

要はインの入れるという備蓄よりも、まずアウトの、尿、便の排せつをいち早く考えなきゃいけない中で、トイレ問題というのは私どもも本当に重要視して、認識しながら取組を企画したり、進めているところです。トイレトレーラーは、各自治体での情報は収集したり、どういったもので、どういうメリットがあるのかということも情報収集しながら、この町でいかにしていくことがベストなのかみたいな議論は必要時にはしております。トイレトレーラーというでかいものよりは、まずは家庭で簡易トイレ、トイレのことをちゃんとしてくださいねということで、すてきな、きれいなトイレよりもまず先には自分たちでしのげるトイレを手に入れるというところに今力を少し入れながら周知啓発、注意喚起はしているところになります。そして最後にご質問いただいた女性の視点からの防災対策ということで、お答えしたいと思います。まさに女性の職員がいてということは、女性の防災対策というのをしっかり推し進めなきゃいけないという認識はしております。女性であり、私は保健師であるんですけども、女性掛ける保健師の視点で、まだ目には見えないけれども、一番必要なのが先ほどのトイレです。トイレから来る感染症とトイレから来る健康二次災害がいかに多いことか、それに目をつけながら注意喚起、普及啓発を、ちょうどし始めたと言うのが正しいかと思うんですけども、し始めているので、まずはその気づきは生活をずっとしてきている女性、家の中の生活をもちろんしている女性と、あとは生活をずっと見てきながら公衆衛生活動をやってきているという保健師の専門性というところでは、まず女性の防災対策の中の最初に手がけるところはトイレなので、やっぱりやっていきたいと思います。そのほかについても、いろいろもちろんあると思うんですけども、それも新たな取組というよりは、女性目線で欠けているものを模索しながら情報収集しながら、仕掛けていきたいと考えております。答えにばらつきがあって申し訳ないんですけども、一応備蓄のことと、あとトイレトレーラーのことと、あと女性視点の防災対策のことにお答えしました。

【廣田副委員長】 ここで暫時時間の延長をいたします。

濁川課長。

【濁川町民安全課長】 5点いただいた4点目の防災士の活用方法の答弁をさせていただきます。防災士につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、27名で、今年度も20名という形でどんどん増やしていきたいと、地域防災力の要である消防団員の方が防災士の資格を取得することにより、防災に対しての知識、教養が深まって、地域の訓練等で生かしていただくというのが一番の活用方法かなと考えております。消防団員の方々は、すごく一生懸命やっていて、真面目な方もすごく多くて、火を消す以外にも、今いろんな知識を取得していただいていることから、その方々が中心になって地域防災力を高めていただくということが将来的なビジョンになっていくのかなと考えております。当然横の連携も必要ですけど、まずは地域、地元の方々にそういった知識とかを伝えていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

【廣田副委員長】 太田委員。

【太田委員】 ありがとうございます。今ご答弁いただいた中で、何項目かいただきましたけれども、もちろん避難所、公助の前に自助は、ご答弁の中で共通している部分なのかなと思っております。そういった中では、自助力の強化というのが、私もすごく大事だと思っていて、何か町がやってくれるんじ

やないかというところから、まずは自分の命は自分で守って、その後に生きていくためのいろんな必要なものが自分の周りに備わっていないといけないというところでは、自助力の強化は、すごく大事だと思うんですけれども、まだまだ家の中の防災対策というか、そういったところも広がりがない中で、まず助からなきゃいけないわけですから、家具の転倒防止とか、様々な家の中での対策、あと備蓄もそうですけれども、そういったところを町として、多分自主防災組織では多少やっているんだと思うんですけれども、まだまだ自助力を強化していくというところが少ないのかなと思っています。令和7年度は自助力の強化をどのようにやっていこうとされているのかお伺いしていきたいなと思います。トイレトレーラーの前にご自分でいうところはすごくよく分かっているので、その辺も含めて自助力の強化をどうして令和7年度はしていられるのかお伺いしたいと思います。防災士の件は分かりました。それぞれやっていただきながら全体の防災力を上げていく、それは承知しましたので、ご答弁は結構ですので、女性の視点も含めてですけれども、一島技幹が防災部局に配置されて、今おっしゃったように、保健師としての専門性を持って避難所での衛生的な部分の向上というのはすごく大事だなと思って、私も避難所訓練に行ったときにお話を聞いて、具体的にみんなに訴えかけられていた、あそこは皆さんすごく、アンケートも見せていただきましたけれども、お一人お一人の中に入ったのかなと思いますので、そういった意味では自助力は、私も一番、特におうちの中にいるのは女性なので、そしてお金を握っているのも実は女性なので、男性女性という言い方をしちゃうと、またあれなのかもしれないんですけれども、女性の防災自助力の意識の向上はすごく大事だと思っていて、それが動き出すと、もう一步寒川町の防災力、自助力というのが上がっていくのかなと思っているので、今ご答弁いただきました自助力の強化について令和7年度はどのようにされていこうとしているのか、いま一度お聞かせいただけますでしょうか。

【廣田副委員長】 一島技幹。

【一島技幹】 自助力の強化は、非常に大きいというか、重要なことで、喫緊の課題という認識は持っております。そして人の意識を変えていったり、それを行動に促すことなので、その意識が目に見えない分だけ、本当に難しいという実感があります。その中でどうやって高めていくかなんですけれども、従来どおりの事業は、もちろんその質を高めていくことはマストだとして、寒川町は実災害が本当に起きていない、これから本当に起きないであってほしいという町ではあると私も思っているんですけれども、人の自助力が高まる時はどんな時なんだろうというのを私も自分なりに研究はしているんですが、やはり実体験していること、それが第一です。その次には、そういう体験をした人の話を聞く、要は伝達や口コミでも、ある程度人の意識を揺り動かすことができるという研究論文を目にして、それはなるほど確かにと思っています。令和7年度は、国もいろんな仕組みで自助力の重要性は捉えているので、例えば語り部みたいな方に町へ来てもらって、事業を打つことで実体験の話が聞けないかみたいなことを今検討しているさなかですし、または、先ほどおっしゃってくださった避難所の開設訓練での保健師の話が、ある意味伝わったような温度感があるということであるならば、町には保健師が複数人、たくさんいます。日頃の保健事業の中で人の生活はどうしたらいいかみたいなことを具体的にメッセージを届けるということは、なりわいとしてやっているの、私独りではなくて、そもそもの活動の中で人の意識に寄り添ったり、触れ合ったり、時に叱咤激励したりということが出来る職種を展開、今ある事業

に展開していくということもありなのかなとは思っています。非常に意識が難しいので、効果測定もなかなかできないんですけども、まずは有効とされている実体験がないのはありがたいことだけれども、だったら、体験した人に語っていただくというのがどこまで展開できるかという検討と、あとは日頃の生活を見てきている保健師と一緒に何かできることで裾野を広げていく、そんなところで生活の中の防災を攻めていくというか、向上するにはステップがあると思うんですけども、触れて攻めていくという取組はしていきたいなとは考えているところです。

以上です。

【廣田副委員長】 太田委員。

【太田委員】 ありがとうございます。そういった意味では、まず自助力の向上はすごく大事だと思いますし、そういった中では、幸いなことに寒川町は、実体験が一番意識の向上につながっていくんですけども、それがなかなかない中で、講演会の充実をしていただくこと、あとは例えば消防の方とか、保健師さんとかが災害の現地に赴いた話をしっかりと、自治会単位とか、小さなグループでしていただく講演会とか、そういったものをしていただいたり、あと防災対策、家の中での事業展開、転倒防止の補助とか、または高齢者の方は、そもそもそれをつけられないというところの人的補助とか、そういったところを検討しても意識を向上させられる1つなのかなと思いますので、そういった検討をぜひ令和7年度にやっていただければと思いますし、あとは、一番最初に言いましたように、女性防火クラブの方たちが解散されて、私も昨年女性消防団が活発に行われている自治体に、そこにはトイレトレーラーも配置されていて、女性消防団の方が活躍されているので、視察に行っていました。そういった中では、今全国的にも少しずつ増えている女性消防団は、消防本部直結というんですか。消防団の中に女性がぱんぱんに入るのではなくて、1つの女性の消防団という形で、その役割としては後方援護とかではなくて、その自治体は例えば幼稚園に行く、保育園に行く、そして小さいときから防災教育をしていく、三つ子の魂百までじゃないですけども、そういったところに食い込んでいって、しっかりと防災対策が意識の中に入り込んでいて、その子たちが大きくなって親になったときに、またそれが広がりを見せていく、長い年月がかかっていきますけども、女性消防団ならではの地域への入り込みというか、そういったところも、細かいところですがすごく重要になってくるのかなと思いますので、その辺はなかなか難しい、全ての団体が高齢化してきて閉じていく中で、また新たにというのは難しいかもしれませんが、必要不可欠かなと私も感じているので、ぜひその辺は令和7年度に検討していただいてはどうかと、最後に話したように総合的に自助力の強化に向けて検討してみてもどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【廣田副委員長】 濁川課長。

【濁川町民安全課長】 ありがとうございます。これまで毎月家族防災会議の日に防災行政無線で今月はこういった内容でという訴えかけは長年継続しておいて、NHKでも取り上げられている事業となっております。また、今年度ご参加いただいておりますが、防災講演会では、初めて女性の方に講師をしていただいて、トイレの話等々をしていただいて、参加者も女性の方が結構数多くいらっちゃって、技幹が来られて、そういった視点で開催できたというのはプラスに働いているのかなと考えております。昨年度から、今年度（6年度）からスタートしたさむかわ安全・安心フェアでは、皆さんに体験参加、

個人でも家族でも団体でも参加していただいて、自分で体験参加することによって自助力の向上にも、日頃の備えにもつながっているというアンケート結果も出ておりますので、そういったものは継続して実施していきたいと考えております。また、7年度は、先ほど説明させていただきましたが、デジタル避難訓練ということで、予算的には計上はありませんが、既存の民間のものを活用しながら、それを実施して自助力向上につなげてまいりたいと考えております。デジタル避難訓練であれば、スマートフォンがあれば家族で参加できたりという利点もありますので、そういったことで1つずつ事業を進めていきたいと考えております。最後に、女性消防団員の普及啓発促進、いわゆる防火については、これまで女性防火クラブにやっていた部分はありますが、実際今消防団員に女性の方がいらっしゃいます。消防団員の方だけでなく、今実際の機能別消防団という形で消防団直下に位置づけたものも今4名いらっしゃって、来年度増えるという情報も得ておりますので、そういった方々も活用しながら、防火も含めて自助力向上につなげられるような事業を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 他に質疑はありますか。

小泉委員。

【小泉委員】 それでは、1点のみ。9ページ、防犯灯の関係なんですが、今回41灯を予定しているというお話でしたが、これまで防犯灯の設置に関して基本的には各自治会で意見を集約していただいて、それを町に上げていただいて、それで設置しているということではありましたが、今自治会の加入率も低下しちゃってきている中で、自治会を通してだと、なかなか伝わりにくい、だけれども、実際にそこに住まわれている方は、防犯灯がなくて非常に怖いというようなお声も多々お伺いするんですよね。こういう個人ないし、自治会を通さない形で地域の声というものにどう対応しているのかという点についてお伺いいたします。

【廣田副委員長】 濁川課長。

【濁川町民安全課長】 防犯灯の設置要望の質疑であります。個人の方からの設置要望については、当課で場所等々を確認させていただいて、現地を見た上でつけさせていただいております。実際のところ自治会からの要望というのはほとんどない、多くはないです。個人の方が思っている、なかなか役場に言ってくるというのも少ないです。というのは、寒川町内も3,800灯以上ついておりますので、暗いところ、いわゆる調整区域ではなく人が住んでいるところで防犯灯がなくて暗くてどうしようもないというところは、ほとんどなくなっているというのが現状でございます。ただ、今LEDに換えて、防犯灯があったほうが良いというところであっても、設置条件に合わないところ、例えば電話柱がないところについては、設置するのに1灯当たり30万円以上かかりますので、なかなかご要望にお応えできない部分もあります。例えば雨水幹線の河川の管理用通路につけてほしい、それも民地につけてほしいと言われても、なかなか難しい要望等もいただいておりますが、基本的には自治会要望はほとんどつけているという現状です。個人の方に対しても、それについて自治会にお話しして、こういうご要望をいただいていますけど、いかがですかということで、自治会の要望に入れていただいて対応している状況でありますので、設置箇所については基本的には条件が合えばつけているという状況ではありますので、ご理解いただけるようよろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 以上で、町民部町民安全課の審査を終わります。
暫時休憩いたします。

【廣田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。
次に、町民部町民窓口課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。
菊地部長。

【菊地町民部長】 町民部最後となります町民窓口課の令和7年度の予算の審査をお願いいたします。
説明につきましては尾畑町民窓口課長より、また質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、
よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和7年度予算につきまして説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、タブレット120町民窓口課をお開きいただき、こちらの
予算特別委員会説明（参考）資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレットは説明資料の9分の2ページをご覧ください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの
提案制度に係る経費などでございます。わたしの提案制度の褒賞品の購入費を6年度まで報償費に計上
しておりましたが、7年度は行政ポイントを褒賞とするため、謝礼から行政ポイント負担金へ移管し、
負担金、補助及び交付金として計上しております。旅費は、職員の普通旅費でございます。

続きまして、9分の3ページをご覧ください。男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画
社会の形成を推進するための事業費です。報償費は、男女共同参画プラン推進協議会の委員謝礼及び男
女共同参画講座の講師謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。役務費は、男女共同
参画講座の参加者のための託児手数料でございます。

続きまして、9分の4ページをご覧ください。平和推進事業費につきましては、平和思想の普及啓発
事業に要する事業費でございます。旅費は、平和講座講師用の費用弁償でございます。需用費の消耗品
費は、平和パネル展に関する消耗品の購入費でございます。役務費は、平和パネル展資料等郵送料で、
前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。委託料の皆減の理由は、備考欄の記載
のとおりでございます。使用料及び賃借料は、核兵器廃絶平和都市宣言広告用地の借上料とパネル展示
用資料等の借上料でございます。負担金、補助及び交付金は、平和首長会議のメンバーショップ納入金
でございます。

続きまして、9分の5ページをご覧ください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える
様々な問題やトラブルなどに対し問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士
等による専門相談を実施するための経費と寒川自殺対策計画に基づいた施策の推進及び計画の進行管理
等及び犯罪被害者等支援金支給事業に係る経費となっております。報償費は、司法書士相談の相談員
への謝礼及び自殺対策計画推進協議会の委員への謝礼でございます。旅費は、自殺対策計画推進協議会
の委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、自殺対策の一環として啓発用
チラシを作成するための用紙購入費でございます。委託料は、法律相談に弁護士の派遣を神奈川県弁護

士会に依頼しており、このための委託料でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。負担金、補助及び交付金は、夫やパートナー等から暴力を受けた女性が緊急保護施設を利用した際に負担する県シェルター運営分担金、寒川町人権擁護委員会への補助金、神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金、茅ヶ崎市と相互利用協定を結んでおります司法書士相談で町民が茅ヶ崎市での相談を利用した場合の負担金でございます。扶助費は、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族または重傷や障害を負った町民に対し支援金を支給するものでございます。

続いて、町民相談事業費の特定財源でございますが、事業費に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

続きまして、9分の6ページをご覧ください。人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。旅費は、職員の人権関係の研修、講演会や会議等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、人権啓発活動で配布する啓発物品や人権講座、講演会等の資料の購入費でございます。負担金、補助及び交付金は、人権啓発講座の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川県人権センターへの啓発活動事業補助金でございます。

続いて、人権啓発事業費の特定財源でございますが、事業に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

続きまして、9分の7ページをご覧ください。消費生活相談事業費につきましては、架空請求や詐欺、悪質商法など多様化した消費生活に関するトラブルから消費者を守り、また正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施しております消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費は、消費生活相談等の相談員への謝礼でございます。旅費は、相談員が研修に参加した際の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。需用費は、相談用参考図書の購入費でございます。役務費は、消費生活相談員の業務中の事故に対応するための損害保険料でございます。負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎市と協定を結んでおります消費生活相談等及び多重債務相談で、町民が茅ヶ崎市消費生活センターで行われる相談を利用した場合の負担金及び消費生活相談員の研修参加のための負担金でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、消費生活相談事業費の特定財源でございますが、事業に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

続きまして、9分の8ページをお開きください。職員給与費をご覧ください。こちらは課長及び総合窓口担当の職員計11名分の人件費でございます。

続いて、職員給与費の特定財源でございますが、事業に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

最後に、9分の9ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳経費でございますが、戸籍法、住民基本台帳法等の法令に基づいて戸籍住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行、マイナンバーカードの交付等を行うための経費でございます。報酬、職員手当等共済費及び旅費は、マイナンバーカード発行等に伴い雇用する会計年度任用職員5名分の経費でございます。前年度

との差額の理由は、報酬、職員手当等は会計年度任用職員の人数の増、時給単価の増、共済費は、次年度会計年度任用職員に発生する社会保険料等で皆増、旅費につきましては、交通費の増でございます。需用費の消耗品費は、印鑑登録書窓口番号札用ロール紙、マイナンバーカード発行関連消耗品、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、住民票などに使用する偽造防止用紙、転出転入等の異動の届出用紙、窓付封筒の作成費でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。役務費は、ほかの行政機関へ支援措置に関する文書を送付したときなどの返信用封筒に使用する切手の購入やマイナンバーカードの受取勧奨通知送送料、これまでデジタル推進課で費用を負担していた戸籍システムについて、国が推し進めているシステム標準化に伴いガバメントクラウドを利用することにより令和8年2月からその費用を当課で負担することに伴う利用料等に係る通信運搬費とコンビニエンスストア等での住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付サービスに係る手数料でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、住基ネットシステムの運用保守費、コンビニ交付に伴うシステム保守委託料、斎場運営管理委託料、戸籍事務の氏名振り仮名法制化に伴う通知運用作業委託料及び戸籍システム保守委託料となっております。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。使用料及び賃借料は、戸籍システムやマイナンバー業務に必要な統合端末やノートパソコン、申請用機器及びルーター借上料でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。備品購入費は、戸籍事務用平机への購入費で皆増でございます。負担金、補助及び交付金は、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会及び湘南地区研究会への負担金、コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び広域連携事業として行う神奈川県町村情報システム共同事業組合へコンビニ交付に係るシステム経費を支払うための負担金、旅券発給等事務委託負担金及び戸籍交付事務負担金でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございますが、事業に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

以上で、町民窓口課の令和7年度の説明を終わらせていただきます。ご審査をよろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 説明が終わりました。ここから質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

山田委員。

【山田委員】 3点お伺いします。まず3ページなんですけど、男女共同参画の事業なんですけど、今回たしか計画も策定されて、ジェンダー平等の文言も入ったと思うんですけど、今後の事業展開ではどのようなことが行われるのかお願いします。次、4ページで、平和推進事業なんですけど、今年で戦後80年ということになります。もし何か新しい取組、今回パネル展を1回から2回にするということになっていますけど、それ以外に何か特徴のあることをやるのかということをお伺いします。それから9ページなんですけど、戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカードの件なんですけど、かなり委託料なんかも増えていますけど、町の負担はかなり増えているんじゃないかと思えますけど、それについて見解をお願いします。

【廣田副委員長】 尾畑課長。

【尾畑町民窓口課長】 3点ご質問をいただきまして、まず1点目の男女共同参画の関係なんですけれども、今、委員からお話がありましたけど、今年度男女共同参画プラン第6次を策定しまして、来年度から4年間の計画期間なんですけども、策定いたしましたので、それを着実に実行して男女共同参画の推進を図ってまいりたいと考えております。それから2点目の平和事業なんですけども、特に目新しいもの、新しく来年度行うというものは現在考えていないんですけど、今年度新たに行ったものとして、平和語り部講演会というのをやりまして、これがかなり参加者から好評だったのかなと、質問とか、意見を言ってくださる方もいて好評でしたので、こちらは今年度に引き続いてまた行っていきたいと考えております。

それから3番目のマイナンバーカードの委託料の関係なんですけれども。

【廣田副委員長】 執行主査。

【執行主査】 マイナンバーカードに関係する委託料も含めて増額しているんですが、会計年度任用職員の雇用や消耗品も全て国庫を10分の10充てる形で作業しております。私たち職員に対するマイナンバーカードに関する木曜日の時間外延長とか、それに関しての時間外も含めて計上することが認められているので、できるだけ一般財源ではなくて国庫を受け取れるものに関しては全て計上して、今のところ10分の10を頂いている状態でございます。

以上です。

【廣田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。まず男女共同参画、ジェンダー平等の新しい取組は、これからまたいろいろ検討されると思うんですけど、しっかりとやっていただきたいと思います。それから4ページの平和推進事業ですけど、新しい取組としては、今年度平和の語り部ということで、こういうことを周知するために町のホームページにも平和推進事業を今までも提案してきたわけですけど、今回戦後80年ということで、町のホームページのトップページにすぐ分かるようにやっていただきたいと思います。今見ていると、どうしても階層別に見ていくと、かなり探していかないと見つからないところがありますので、来年度はトップページでしっかり周知していただきたいと思います。マイナンバーに関しては了解しました。平和推進事業だけお願いします。

【廣田副委員長】 尾畑課長。

【尾畑町民窓口課長】 平和推進事業につきましては、確かに周知の面が非常に重要だと思いますので、ホームページは今お話がありましたけど、トップページに載せるですとか、ほかにもいろんな事業をやっていますので、効果的な周知をいろいろ考えながらやっていきたいと考えております。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

横手委員。

【横手委員】 ちょっと気になったところがあるので、1点だけなんですけども、ここが一番顧客と接するところで、カスタマーハラスメントみたいなことが最も起こりやすい場所じゃないかなと思っていて、その対策の費用みたいなものは計上されていないのか。

【廣田副委員長】 尾畑課長。

【尾畑町民窓口課長】 今カスタマーハラスメントの件についてのお尋ねなんですけども、来年度予算の計上はしておりません。ただ、確かに最近カスタマーハラスメントがいろんなところで言われるようになっておりますので、今後はそういう対策をどうしたらいいとか、その辺りはいろいろと考えていきたいとは思っております。

【廣田副委員長】 横手委員。

【横手委員】 人事も含めて早急にやっていただいたほうがいいと思います。これで心を傷めちゃった職員の方がいたら、すごくもったいないと思いますので、そういうことのないように、それからどうやってフォローするか、マニュアルも含めて徹底的にその場合はやれば、より皆さんが仕事をしやすい環境をつくれていくと思いますので、もしあれでしたら人事課なりとしっかりと話し合って、いろいろな策を練っていただきたいと思います。要望で結構でございます。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 1点だけ。ここで聞くしかないと思うので、お伺いするんですけど、斎場の件ですね。今回斎場は予防保全ということで予算もついているんですが、今斎場は特に12月から3月まで非常に利用者が多いということで、枠も増やしてやっているという話もございます。今亡くなる方も増えている中で、斎場で火葬することができないということで、葬儀がどんどん遅れているという話も多々いろいろなお伺いするんですが、今後に向けて斎場の利用者増といいますか、火葬を増やすための方策というのは現状考えられていることというのはあるんでしょうか。

【廣田副委員長】 尾畑課長。

【尾畑町民窓口課長】 斎場の関係でご質問をいただきましたけども、確かに今後亡くなる方も増えていって、今も斎場待ちの日数が長いということで、こちらにつきましては、来年度斎場の再整備計画というのを策定することになっておりまして、その計画を策定中でどれぐらい亡くなる方がいるのか、その辺りを計算しながら、火葬炉の数もどれぐらいが適正なのか、そういうのも総合的に考えて、再整備の計画をつくっていきますので、その中でいろいろ考えて進めていきたいと考えております。茅ヶ崎市ともいろいろと連絡は取っております。

【廣田副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民窓口課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

先ほど審査しました総務部税務収納課への太田委員からの質問、職員給与費の減額の理由について執行部から答弁いただきましたが、その内容に誤りがあったということで、執行部から発言を訂正したいとの申入れがありました。ここで再度答弁をいただいて、訂正ということにしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小泉委員長】 では、執行部入室まで暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、総務部税務収納課への太田委員からの質問、職員給与費減額の理由について内容に誤りがあったとのことですので、再度説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 お時間をいただきまして、申し訳ありません。ありがとうございます。

委員長からご案内いただきましたように、先ほど税務収納課の審査の中で答弁内容に誤りがありましたので、訂正させていただきたくお願い申し上げます。詳細は大平課長から申し上げます。

【小泉委員長】 大平税務収納課長。

【大平税務収納課長】 先ほど税務収納課の審査の中で私の答弁の内容に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。太田委員からの人件費に関するご質問での答弁について、資料に記載の人数「18人」について、前年と変わらないという答弁をいたしました。が、昨年の当初予算では、「20人」の想定でしたので、2名の減という形になります。予算上の職員数はあくまで予算上の仮に置いた人数であり、実際の配置人数とは異なると思いますが、当初予算での比較では2名減でございましたので、訂正させていただきたいと思います。貴重な時間を浪費いたしまして、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

【小泉委員長】 では、説明が終わりました。太田委員、そして委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小泉委員長】 それでは、ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、本日の予定は全て終了となりました。続いては21日（金）になります。21日（金）はまた午前9時から、次は、子育て支援課からの質疑となりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日1日委員会の初日お疲れさまでございました。

これにて予算特別委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

午後5時36分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長